

大島町津波避難計画

平成30年2月

大 島 町

目 次

I	津波避難計画の基本的な考え方	1
I-1	津波避難計画の目的	1
I-2	津波避難計画の位置づけ	1
I-3	津波避難計画の継続的な検討	2
I-4	大島町津波避難計画における留意事項	2
II	津波避難計画の内容	3
II-1	用語の定義	3
II-2	避難対象地域	4
II-3	避難迅速化重点地域	11
II-4	津波避難場所・避難経路及び津波避難ビル（タワー）等の設定	12
II-5	津波災害対応に関する町職員の配備体制	16
II-6	津波に関する情報の収集・伝達	19
II-7	津波に関する避難指示（緊急）等の発令	23
II-8	津波避難誘導	24
II-9	避難誘導等に従事する者の避難対策	25
II-10	津波防災教育と啓発	27
II-11	津波避難訓練	29
参考①	津波避難訓練の実施について	30
II-12	要配慮者・避難行動要支援者の避難対策	31
II-13	観光客等の避難対策	34
II-14	港湾管理者等の避難対策	36
II-15	事業所に対する避難対策	37
II-16	学校等における避難対策	38
参考②	大島町津波避難の共同検討について	39
参考③	大島における「津波避難のための説明会」の記録	40
参考④	津波からの避難行動について【住民向け啓発資料】	41
巻 末 資 料		
III	地域ごとの津波避難計画の策定マニュアル	42
III-1	地域ごとの津波避難計画とは	42
III-2	地域ごとの検討会の概要	42
III-3	検討内容	45
III-4	検討結果のまとめ	49
○大島町津波浸水ハザードマップ基本図 東京都（平成 25 年 12 月）		
○南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸 水域等詳細図（抜粋） 東京都防災会議（平成 25 年 5 月）		

I 津波避難計画の基本的な考え方

I-1. 津波避難計画の目的

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により発生した津波災害を教訓に、今後の津波に対する避難行動については、国から以下のように基本的な考え方が示された。

- ・津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること。
- ・強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが重要であること、また、その際には、時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指すという姿勢が重要であること。

出典:「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」内閣府(平成 24 年 7 月)

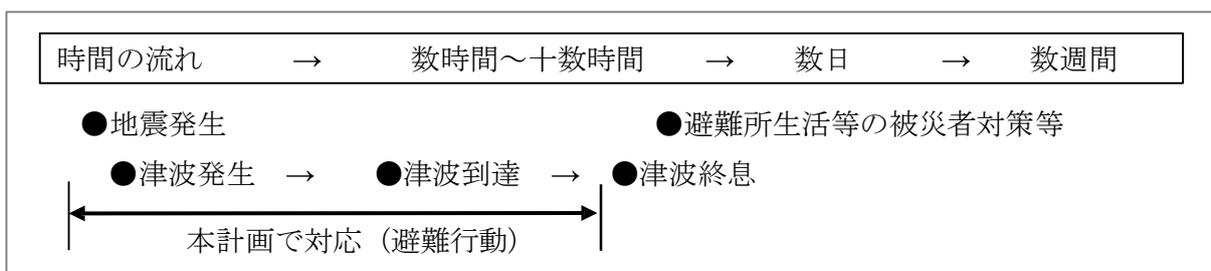
東京都が平成 25 年に公表した南海トラフ巨大地震や元禄型関東地震の被害想定結果は、従来の浸水想定を大きく上回る内容となっており、町においても、これらの結果を踏まえた津波防災対策の抜本的な見直しが喫緊の課題となっている。津波から生命を守るには、津波から逃げるのが最も重要になることを念頭に、津波避難計画においては、想定した津波に対し人的被害を可能な限り軽減し、町民や国内外から来訪する観光客等の迅速かつ確実な津波避難を実現するため、町の行動要領を定めることを目的とする。

I-2. 津波避難計画の位置づけ

津波避難計画は、全町を対象とし、町民が円滑な津波避難を行うための行動要領を定めており、地域防災計画に記載された津波避難対策をより具体的かつ実行可能なものとするため、避難の対象地域、安全な避難場所及び避難経路等の確保、避難指示(緊急)等の発令や伝達等を定め、住民、事業所等にその周知を図るものである。

また、住民等が策定する地域ごとの津波避難計画や事業者などが策定する施設ごとの津波避難計画等の基本と位置付けられるものである。

なお、本計画は地震発生から津波注意報・警報の解除までの期間(地震による津波の発生から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間)を適用範囲とする。



I－3. 津波避難計画の継続的な検討

津波避難計画は、定期的かつ継続的に検討・見直しを行い、以下のような場合においてはこれを修正し、津波避難計画の確立に万全を期す。

- 津波浸水想定区域が見直された場合
- 気象庁からの津波に関する情報の変更があった場合
- 国・都における計画の変更があった場合
- 町が定める地域防災計画を修正するなど、整合が必要となった場合
- 地域ごとの津波避難計画や事業者等が作成する施設ごとの津波避難計画との整合が必要な場合
- 津波避難訓練で課題が明らかになった場合
- 津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて見直しが必要と考えられる場合
- 津波災害に対する新たな知見が得られた場合
- その他、町長が見直す必要があると認める場合

I－4. 大島町津波避難計画における留意事項

大島町津波避難計画は、東京都が策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月）、「津波浸水ハザードマップ基本図」（平成25年12月）、「東京都津波避難計画策定指針」（平成27年3月）、「大島町津波避難計画モデル」（平成28年3月）や大島町が策定した「伊豆大島 防災の手引き【地震・津波編】」（平成27年4月）、「南海トラフ地震防災対策推進計画」（平成27年11月）等に基づき、示したものである。

II 津波避難計画の内容

II-1. 用語の定義

用語の定義は、下表に示すものとする。

表 用語の定義

用語	定義
1 津波浸水想定区域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲とする。
2 避難対象地域 (避難目標ライン)	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する地域とするが、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定することも可能である。
3 指定緊急避難場所及び 津波避難ビル(タワー)	災害が発生または発生するおそれがある場合に、一時的に身の安全を確保するための場所や施設で、町が指定する。
4 指定避難所	災害が発生した場合に、避難者が一時的(必要な間)に、滞在できる公共施設等(学校、公民館等)の施設で、町が指定する。
5 避難目標地点	避難者が避難対象地域(避難目標ライン)の外へ立退き避難する際の目標となる地点とする。自主防災組織や住民の意見等を踏まえ、町が指定する。
6 避難路	安全性や機能性が高く、最短時間で避難目標地点、指定緊急避難場所に到達できる経路とする。自主防災組織や住民の意見等を踏まえ、町が指定する。
7 避難経路	避難する場合の経路で、最短時間で避難路又は避難目標地点、指定緊急避難場所に到達できる経路とする。自主防災組織、住民等が設定する。
8 避難可能距離	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに、避難することが可能な距離とする。
9 避難迅速化重点地域 (避難困難地域)	津波の到達までに、避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)に避難することが困難な地域をいう。
10 津波に関する情報	大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の総称とする。

指定緊急避難場所や指定避難所については、町が指定し、地域防災計画等で定める。避難目標地点及び避難路、避難経路については、避難の際に住民が活用しやすいものとして設定するため、町が想定したものを住民へ周知し、住民の意見も踏まえて設定する。

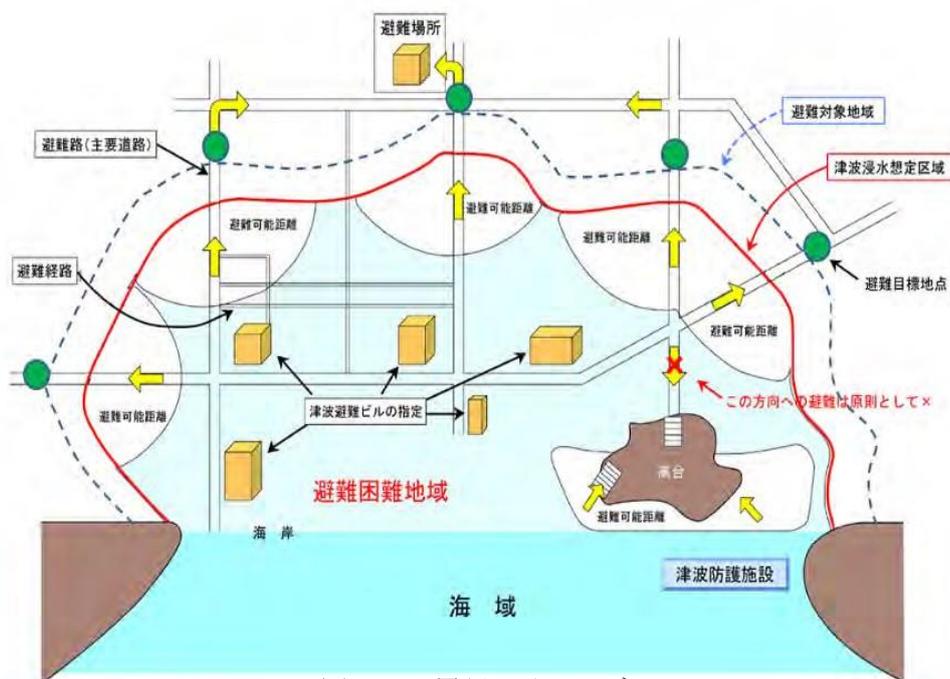


図 用語のイメージ

※「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」消防庁(平成25年3月)を参考に都が作成



図 大島町津波避難マップ（泉津）



図 大島町津波避難マップ（岡田港）



図 大島町津波避難マップ（北の山と岡田新開）



図 大島町津波避難マップ（和泉浜付近）



図 大島町津波避難マップ (元町港付近)



図 大島町津波避難マップ (野増)



図 大島町津波避難マップ（間伏）



図 大島町津波避難マップ（差木地）



図 大島町津波避難マップ（波浮港とクダッチ）



図 大島町津波避難マップ（筆島付近）

(2) 被害想定

「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図(東京都防災会議 平成 25 年 5 月)」(巻末資料参照)で、各地域の被害想定を公表している。町は、想定結果を踏まえ、避難対象地域(避難目標ライン)等を設定し、住民に周知する。

(ア)南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震については、内閣府が公表した波源モデル 11 ケースのうち、東京都に大きな影響を与えるケース①、②、⑥及び⑧のケースについて想定を行った。

南海トラフ巨大地震とは、フィリピン海プレートと大陸プレートとの境界の南海トラフ沿いで発生すると考えられているマグニチュード 9 クラスの地震である。静岡県から宮崎県にかけての一部では震度 7 となる可能性があり、隣接する周辺の広い地域では震度 6 強の強い揺れになると想定されている。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に 10m を超える大津波の来襲が想定されている。大島町の最大震度は 5 強、最大津波高は 15.76m と想定されている。

(イ)元禄型関東地震

東京都(平成 24 年 4 月)「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で海溝型地震として検討した元禄型関東地震の震源・波源モデルを用いて、想定を行った。

元禄地震は、元禄 16 年 11 月 23 日(1703 年 12 月 31 日)午前 2 時ごろ、相模トラフの房総半島南端沖で発生した推定マグニチュード 7.9~8.5 の地震である。大島町では、岡田で推定 10m の津波により死者 54 名、行方不明 2 名、人家 58 軒、船舶 18 隻の被害を受けた。大正 12 年(1923 年)に相模トラフで起きた関東地震と対比して、それぞれ「大正関東地震」「元禄関東地震」と呼ばれる。元禄型関東地震が発生した場合には、大島町では最大震度 6 強、最大津波高は 8.69m と想定されている。

II-3. 避難迅速化重点地域

前項の検討に基づく避難対象地域から津波到達時間内に避難経路等を通して避難目標地点まで到達可能な距離（範囲）を「避難可能距離（範囲）」として設定し、その範囲から外れる地域を「避難迅速化重点地域（避難困難地域）」として抽出する。

(1) 避難可能範囲（距離）

「避難可能距離（範囲）」は、避難対象地域内において避難目標地点まで、以下で示す平均的な移動速度で、津波到達時間内に避難可能な距離（避難可能な距離内にある範囲）とする。

避難可能距離：平均的な移動速度と避難可能時間による避難可能距離は、下式により求める。

$$\text{避難可能距離} = \text{津波避難時の平均移動速度} \times \text{避難可能時間}$$

○津波避難は徒歩を原則として、平均移動速度は1.0m/秒を基本として設定

○避難可能時間 = 津波到達時間 - 避難開始準備時間

- ・津波到達時間は、各地域の地震発生から津波が到達するまでの時間（分）
- ・避難開始準備時間は、地域の実情に応じて、地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定する。
- ・避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが避難行動要支援者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、移動手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある）。

（出典：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 消防庁(平成25年3月)）

(2) 避難迅速化重点地域の抽出

避難可能範囲(距離)と「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図」の短い時間で津波が襲来する元禄型関東地震を基に到達時間までに避難目標地点(避難目標ライン)の避難の完了が見込めない地域を避難迅速化重点地域として設定した。

町は、これらの住民等が安全で確実な避難できるよう、東京都、警察、消防等の各防災機関の協力の元、対策の検討を進め、住民や観光事業者等に説明をしていく。

地域名	理由
岡田地域 岡田港、岡田漁港	元禄型関東地震では、岡田港周辺で最大高 5.31mの津波が短い時間（10分以内）で襲来する可能性がある。日頃から、船舶利用者、釣り客等で子どもから高齢者まで多数いることが想定され、岡田港及び岡田漁港の先端から避難目標ライン上までの避難は、時間を要することが考えられるため。

II-4. 津波避難場所・避難経路及び津波避難ビル（タワー）等の設定

本計画では、避難対象地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難ビル（タワー）、避難目標地点、避難路、避難経路を以下のとおり定める。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、町が指定する津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などであり、津波避難ビルや津波避難タワーを除いて、避難対象地域(避難目標ライン)の外に選定している。なお、情報機器、非常用電源、非常用食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため、指定避難所とは異なり、それらが整備されていないこともありうる。

表 指定緊急避難場所

地区	指定緊急避難場所	住所	標高(m)	避難対象地域
泉津地区	泉津公民館広場	泉津字川之原	25	泉津地域 泉津漁港、秋の浜遊泳場
	泉津地域センターグラウンド(旧泉津小学校)	泉津字不重	49	泉津地域、海のふるさと村 大島公園海岸遊歩道
岡田地区	岡田コミュニティセンター駐車場	岡田字助田	61	岡田地域 岡田港、岡田船客待合所、 日の出浜、岡田漁港
	さくら小学校グラウンド	岡田字長坂	92	野田浜周辺
北の山地区	北の山地域センターグラウンド(旧北の山小学校)	元町字佐吾右衛門野地	40	北の山地域、万立浜周辺
元町地区	役場公共駐車場	元町1丁目1番14号	30	元町地域 元町港、元町船客待合所、 元町漁港、弘法浜
	つばき小学校グラウンド	元町字家の上	54	
	第一中学校グラウンド	元町字小清水	44	元町地域 長根浜周辺、元町浜の湯、 御神火温泉
	大島高等学校グラウンド	元町字八重の水	34	和泉浜周辺
野増地区	野増地域防災コミュニティセンター	野増169番1	33	野増地域 野増漁港、王の浜
間伏地区	間伏地域防災コミュニティセンター	野増字間伏フッコミ	48	間伏地域、砂の浜
差木地地区	差木地地域センターグラウンド(旧差木地小学校)	差木地1番地	47	差木地地域 差木地漁港
クダッチ地区	第三中学校グラウンド	差木地字クダッチ	67	クダッチ地域
	大島海洋国際高等学校グラウンド	差木地字下原	27	クダッチ地域 トウシキ園地、トウシキ遊 泳場、トウシキヘリポート
波浮港地区	波浮港地域センターグラウンド(旧波浮小学校)	波浮港17番地	50	波浮港地域、筆島
	波浮港老人福祉館広場	波浮港6番地	52	波浮港地域 波浮港

(2) 指定避難所

指定避難所は、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設であり、町が避難対象地域(避難目標ライン)の外に設置する。施設内には、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の確保に努める。

表 指定避難所

地区	指定避難所	住所	面積 (㎡)	収容人数
泉津地区	泉津公民館◇	泉津字川之原	245	141
	泉津地域センター体育館 (旧泉津小学校)	泉津字不重	822	473
岡田地区	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	571	329
	さくら小学校体育館	岡田字長坂	895	515
	第二中学校体育館		705	406
北の山地区	北の山公民館	元町字佐吾右衛門野地	475	273
	北の山地域センター体育館 (旧北の山小学校) ◇		528	304
元町地区	大島町開発総合センター	元町 1 丁目 1 番 14 号	814	469
	つばき小学校体育館	元町字家の上	905	521
	第一中学校体育館	元町字小清水	1,083	624
	大島高等学校体育館等	元町字八重の水	4,233	1,971
野増地区	野増地域防災コミュニティセンター	野増 169 番 1	340	196
間伏地区	間伏地域防災コミュニティセンター	野増字間伏フッコミ	166	96
差木地地区	差木地公民館	差木地 1 番地	610	351
	差木地地域センター体育館 (旧差木地小学校)		797	459
クダッチ地区	第三中学校体育館	差木地字沖の根	900	518
	つつじ小学校多目的室		278	160
	クダッチ老人福祉館	差木地字下原	401	231
	大島海洋国際高等学校体育館等		2,020	1,163
波浮港地区	波浮港老人福祉館	波浮港 6 番地	423	244
	波浮港地域センター体育館 (旧波浮小学校)	波浮港 17 番地	797	549

「◇」は耐震改修が必要だが未改修または耐震診断が未実施の施設

*収容人数の出典は「大島町地域防災計画 (平成 28 年度修正)」資-66 ページ

(3) 津波避難ビル（タワー）

「耐震診断によって耐震安全性が確認されていることまたは昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したものであること」「鉄筋コンクリート構造（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート構造（SRC）であること」「建築物に津波想定高さ以上の部分があること」等の要件を満たしているものを指定する。

(4) 避難目標地点

避難目標地点は、避難者が避難対象地域（避難目標ライン）の外へ立退き避難する際の、津波の危険から命を守るための避難目標とする地点である。

町は避難対象地域（避難目標ライン）の外縁と避難路・避難経路との交点に想定し、自主防災組織や住民等の意見を踏まえ指定し、避難標識等で「避難目標地点」と明示するよう努める。具体的な避難目標地点としては、津波時に安全性が高い高台、住民に馴染みの深い交差点や、その周辺で避難時における目標となる神社や公園等が考えられる。

なお、避難時には、避難目標地点到達後も、その先にある緊急指定避難場所や指定避難所を目指して、避難行動を継続しなければならない。

(5) 避難路・避難経路

避難路については、安全性や機能性が高く、最短時間で避難目標地点、緊急指定避難場所に到達できる経路とし、自主防災組織や住民等の意見を踏まえて町が指定する。また、避難経路については、安全性が高く、最短時間で避難路又は避難目標地点、指定緊急避難場所に到達できる経路を想定し、自主防災組織、住民等が設定する。

なお、避難の方法については、原則として徒歩とし、自動車による避難は次の理由により避けることが望ましい。

- ・倒壊物・落下物等による閉塞、揺れ・液状化による路面と橋梁の被害による通行不能
- ・渋滞の発生による逃げ遅れ
- ・徒歩による避難者を妨げ、交通事故の危険が高いこと

ただし、避難行動要支援者の徒歩による避難が困難な場合、海外で発生した遠地地震で津波到達時間に 1 時間以上猶予がある場合、避難目標地点まで相当な距離があり、かつ、集落の人口が少なく自動車による混乱が発生しない場合等は、車両での避難も可能とする。

また、社会福祉施設等の入居者の救助等に使用する際は、自動車の台数、乗車人数、避難ルート、徒歩と自動車を組み合わせた避難方法等を町と協議を行い、ルールを踏まえた避難訓練を実施するよう努める。

(6) 避難誘導看板等の設置

避難路・避難経路を明確にするために、避難誘導看板等を計画的に表示、設置し迅速な避難行動ができるよう努める。(警告、避難喚起標識、誘導標識、避難場所表示看板など)



避難喚起標識



標高表示標識



津波避難マップ看板



災害時集合場所表示標識

II-5. 津波災害対応に関する町職員の配備態勢

(1) 災害時の初動態勢

町は、津波注意報や大津波警報・津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、受信方法・伝達体制等について定める。

参集連絡手段について、携帯電話、防災行政無線放送等による伝達手段の多重化を図るとともに、夜間及び休日に津波警報等の発表があった場合には、町職員は、配備態勢の基準に従い、町役場及び各出張所に自動参集する。なお、状況により参集場所への通行ができない場合や危険がある場合は最寄りの町役場・各出張所及び避難場所等へ参集し、災害対策に従事する。この際、自己の所在について町役場本部に確実に連絡する。

【配備態勢の基準、動員】

(7) 非常配備態勢の種別

配備態勢	時期	態勢
情報連絡態勢	○伊豆諸島に津波注意報が発表されたとき	台風等が接近し、勤務時間外にも災害情報の連絡がとれる態勢
警戒態勢	○災害が発生するおそれがある場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに警戒し、各防災関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置ができる態勢
第1非常配備態勢	○町内で震度4を観測したとき ○伊豆諸島に津波警報が発表されたとき ○おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	警戒態勢をより強化し、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢
第2非常配備態勢	○町内で震度4を観測したとき ○伊豆諸島に津波警報が発表されたとき ○おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合、数箇所ですべて災害が発生した場合、またはその他の状況により、町本部長が必要であると認めたとき	第1非常配備態勢を強化するとともに数箇所の災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	○町内で震度5弱以上を観測したとき ○伊豆諸島に大津波警報が発表されたとき ○事態が切迫し、災害が発生すると予想される場合、もしくは発生した場合、またはその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	本部の全力をもって対処する態勢
要配慮者支援態勢	○避難準備情報の発表等により、避難行動要支援者の支援が必要となったとき、又はその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	避難行動要支援者の避難を支援する態勢

配備態勢	時期	態勢
地域整備 警戒態勢	○道路、水道等の警戒が必要となったとき、又はその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	町内の道路、水道等を警戒し、各関係機関との連絡調整を行う態勢

表 大島町地域防災計画（平成 28 年度修正） 第 1 編震災対策編 1. 非常配備態勢の種別

(イ) 動員態勢

非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合は、この限りではない。

- ①情報連絡態勢は、防災対策室の職員または配置命令した職員とする。
- ②警戒態勢は、防災対策室長、総務課長及び関係職員（防災対策室）とする。
- ③第 1 非常配備態勢は、課長級の職にある職員、各出張所長及び第 1 非常配備態勢として必要とする職員とする。
- ④第 2 非常配備態勢は、第 1 非常配備態勢に加え、係長級の職にある職員。
- ⑤第 3 非常配備態勢は、全職員とする。

(ウ) 自動参集基準

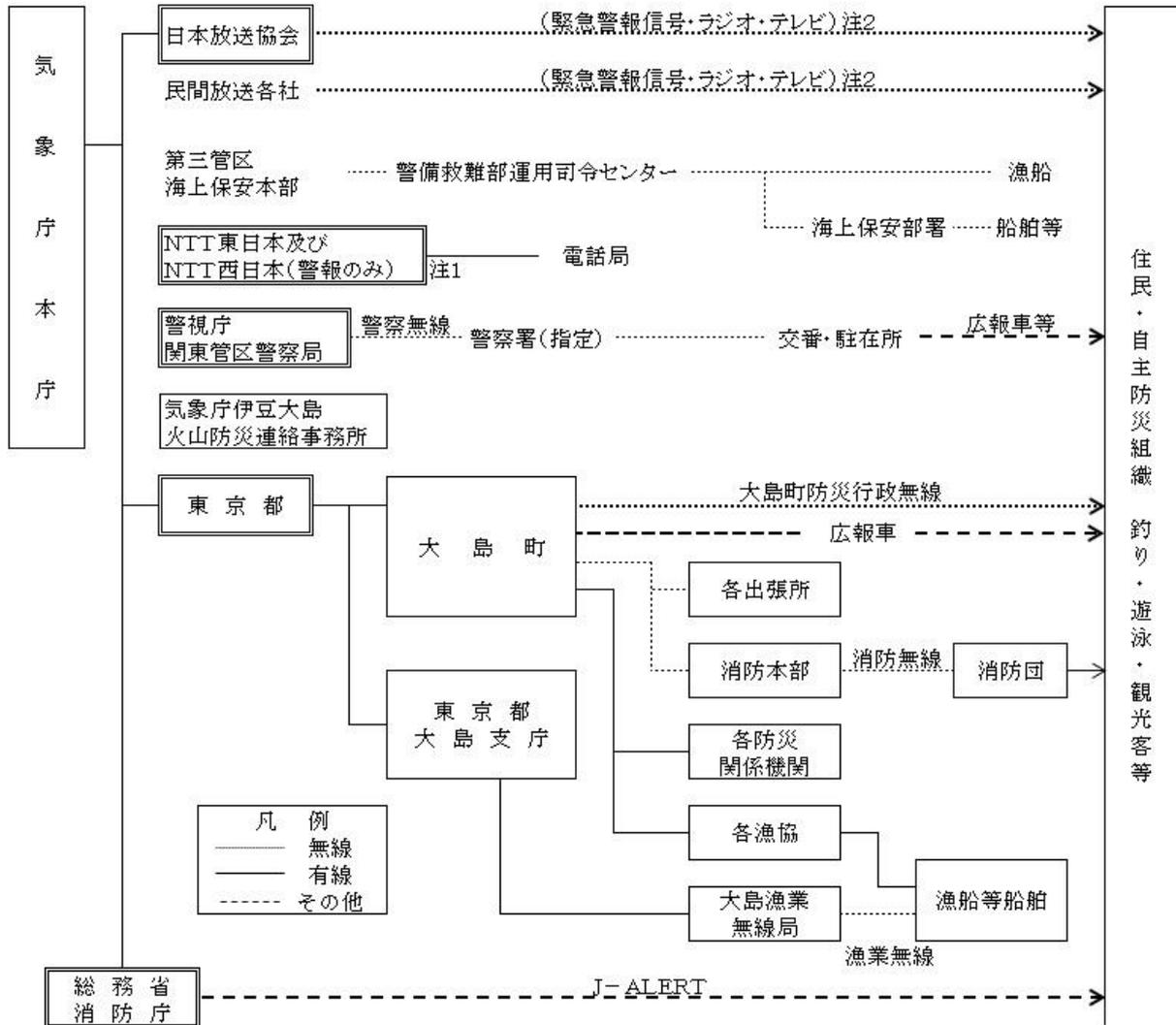
参集職員	地震	津波
警戒態勢	—	津波注意報
第 1 ～ 2 非常配備態勢	震度 4	津波警報
第 1 ～ 3 非常配備態勢	震度 5 弱以上	大津波警報

※なお、地震の震度 4 未満等でも津波情報が発表された際は、津波における配備態勢に沿って参集する。

職員は、勤務時間外にも警報等の発表を速やかに覚知できるよう、平時から緊急速報メール（エリアメール）を受信できるように設定しておくほか、各種災害警戒情報をプッシュ配信するアプリを登録しておくよう努める。

(エ) 連絡体制や情報受信・伝達体制

町は、大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報の情報を覚知したときは、直ちにその内容に応じ、適切な方法で各防災関係機関及び住民に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずる。



- 注 1 気象庁本庁から「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT東日本及びNTT西日本」からは、地元電話局を経由して島しょ町村及び都支庁に伝達される。
- 2 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ信号する。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

図 大島町地域防災計画（平成 28 年度修正） 第 2 編津波対策編
津波警報等及び津波情報伝達系統図

(2) 災害対策本部の設置

- ①町長は、町の地域において災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため町本部を設置するものとする。
- ②町本部を構成する部長の職にある者は、町本部を設置する必要があると認めるときは、防災対策室長に町本部の設置を要請する。
- ③防災対策室長は、町本部設置の要請があった場合、その他町本部を設置する必要があると認めるときは、町本部の設置を町長に申請する。
(「大島町地域防災計画（平成 28 年度修正）」 P31 参照)

II-6. 津波に関する情報の収集・伝達

地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、町は、直ちに気象庁や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集し、迅速に町民等に伝達する。

(1) 津波情報の収集

(ア) 気象庁発表の津波情報

町は、気象庁から発表された大津波警報・津波警報等、津波情報について、FAX等により確認する。FAX等の受信に気づかないことが無いよう、防災担当者から町長への報告が速やかに行えるような通信手段、受信経路等を確保しておくものとする。なお、大津波警報・津波警報が発表された場合、迅速に避難指示（緊急）の発令を行う。以下に気象庁が発表する津波情報を示す。

①大津波警報、津波警報、津波注意報

表 大津波警報等の発表基準と津波の高さの予想区分

分類	発表基準 (H:予想高さ)	発表する津波の高さ	
		数値的表現	定性的表現
大津波警報	10m < H	10m超	巨大
	5m < H ≤ 10m	10m	
	3m < H ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < H ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m ≤ H ≤ 1m	1m	(なし)

②津波情報

気象庁は、上記の大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報としてテレビ・ラジオ等により発表する。

表 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

③津波予報

気象庁は、津波による災害が起こるおそれのない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 津波予報の種類と発表内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表します。
	0.2m未満の海面変動が予想される時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(イ) 津波の実況等の情報収集

町は、大津波警報・津波警報等が発表された場合や、強い地震の揺れを感じた場合等には、国、都等による監視用カメラや津波観測機器による津波情報、高台等の安全な場所から目視での海面監視を行い、迅速に津波の状況や被害の様相を把握する。

(2) 町民への津波に関する情報の伝達（全国瞬時警報システム（J-ALERT））

○津 波（注意報・警報）

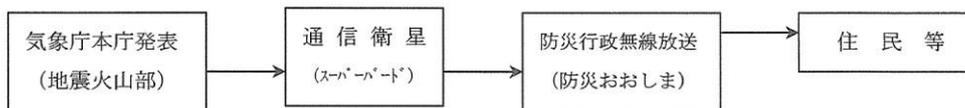


図 大島町地域防災計画（平成 28 年度修正） 第 2 編津波対策編 津波-13 参照

表 防災行政無線による津波に関する情報の伝達内容

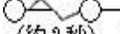
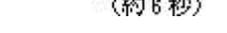
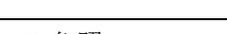
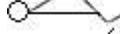
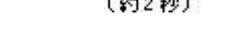
種別	警報名	自動通報の有無	防災行政無線の伝達文	鐘音	サイレン
津波に関する情報	大津波警報 (東日本大震災クラス)	有	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。ただいま大島沿岸に大津波警報が発表されました。東日本大震災クラスの津波が来ます。直ちに高台に避難して下さい。	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点) 
	大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	有	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。大島沿岸に大津波警報が発表されました。海岸付近の方は直ちに高台に避難して下さい。		(約5秒)  (約6秒) 
	津波警報	有	(消防サイレン) こちらは防災おおしまです。大島沿岸に津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。	(2点) 	(約10秒)  (約2秒) 
	津波注意報	有	(チャイム) こちらは防災おおしまです。大島沿岸に津波注意報が発表されました。海岸付近の方は十分注意して下さい。今後の津波情報に注意して下さい。	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒) 

表 大島町地域防災計画（平成28年度修正） 第2編津波対策編 津波-13 参照

【夜間、休日等における情報伝達】

夜間、休日等の勤務時間外においては、地震または津波の情報をJ-ALERTの自動放送が入った場合は「自動参集基準」のとおり参集し、情報伝達体制を整える。また、放送が入る前に宿日直者等が情報を受けた場合は、すみやかに防災対策室長、総務課長、副町長へ連絡する。

下表の連絡責任者が被災・不在の場合に備えて、複数の担当者を定め、緊急の連絡先等を定めた連絡表を各機関で1部ずつ保有する。

表 各機関の指定電話及び連絡先一覧

機関名	電話番号	連絡責任者	備考
大島町役場	2-0035	防災対策室長	
東京都大島支庁	2-4411	総務課長	
警視庁大島警察署	2-0110	次長	
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	2-1166	所長	
大島町消防本部	2-0119	次長	
大島町消防団本部	2-1244	総務部長	消防本部庁舎内
東京電力パワーグリッド(株) 東京総支社島嶼業務センター大島事業所	2-2341	所長	
NTT 東日本南関東東京事業部 東京西支店設備部門 伊豆大島サービスセンター	2-1985	所長	
東海汽船(株)大島支店	2-2311	支配人	
大島旅客自動車(株)	2-1822	所長	
大島郵便局	2-1901	局長	
大島観光協会	2-2177	事務局長	
大島町商工会	2-3791	事務局長	
大島社会福祉協議会	2-1777	事務局長	
藤清会	2-2345	事務長	大島医療センター
大島運送機関代表	4-0611	代表者	
大島建設業協会	2-4560	事務局	
大島漁業連絡協議会	4-0007	参事	
大島町婦人会	2-2645	会長	

【伝達手段の多様化】

町は、住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、防災行政無線のみの情報伝達に頼ることなく、複数の手段を有機的に組み合わせ、総合的な情報伝達の仕組みの構築に努める。併せて、観光客、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対しては、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立する。

II-7. 津波に関する避難指示（緊急）等の発令

町は町民等の安全かつ迅速な避難誘導を行うため、避難指示（緊急）等に関する発令基準を定める。早めの避難準備や避難の開始を促すため、避難指示（緊急）は迅速に多様な方法で、繰り返し発信しなければならない。なお、避難指示（緊急）等の伝達方法については、「II-6. 津波に関する情報の収集・伝達」で定める方法を用いる。

表 避難指示（緊急）等の発令基準

種別	地震・津波の状況	発令時期	対象地域	期待する行動
避難指示（緊急）	大津波警報、津波警報、津波注意報の発表	自動的	①大津波警報 ：大島町全域 (大津波避難目標ラインの海側)	直ちに安全な場所に避難する
	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	可能な限り速やかに	②津波警報 ：大島町全域 (津波警報目標ラインの海側) ③津波注意報 ：主に漁業従事者、港湾施設等で仕事をする者、海水浴、釣り等で海岸付近にいるすべての者を対象とし、大島町全域 (津波注意報ラインの海側)	

なお、遠地津波発生時は、発表された津波警報・津波注意報の区分に応じ、上記に準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合には、それを参考に確実な避難に結びつくよう、町は避難指示（緊急）の発令時期を考慮する。

また、町長の不在等で判断を仰ぐことができない場合は、次の順位により、職務を代理し、避難指示（緊急）を行う。

第1順位 副町長	第2順位 教育長	第3順位 防災対策室長
----------	----------	-------------

表 大島町地域防災計画（平成28年度修正） 第1編震災対策編 4. 町本部の指揮

避難指示の解除	<p>○当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>○浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。</p>
---------	---

Ⅱ－８．津波避難誘導

(1) 避難誘導

- 町は、津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難指示（緊急）を出した場合、町は、大島警察署、消防団等の協力を得て可能な限り避難対象地域（避難目標ライン）の外側、避難目標地点、指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導する。この場合、町は指定緊急避難場所及び指定避難所に職員を派遣するか又は指定避難所の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。
- 町は、避難経路について事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 町は、高齢者や障害者等の要配慮者について、障害の特性や住環境などに配慮して、自主防災組織、消防団、住民等の協力を得ながら適切な避難誘導に努める。

(2) 住民等の津波避難に関する留意点

- 津波による人的被害をできるだけ軽減するには、「津波から逃げること」が基本であることから、以下の事項について、町は住民に周知・啓発を図る。

（「伊豆大島 防災の手引き【地震・津波編】」参照）

- ・強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波の発生を考え、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ・大津波警報・津波警報を見聞きしたら、速やかに大津波警報・津波警報避難目標ラインより上に避難する。
- ・海浜、港湾、漁港など海岸保全施設等より海側にいる人は、津波注意報でも海岸付近から津波注意報目標ラインより上に避難する。
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とするが、避難行動要支援者の避難は状況により車両での避難も可能とする。
ただし、海外で発生した遠地地震や避難目標地点まで相当な距離がある場合など、避難計画に基づく場合は除く。
- ・他の地域住民等の避難を促すため、すべての人が自ら率先して避難行動をとる。
- ・近隣の高齢者や障害者等に配慮するとともに、まだ避難していない人や近所に、大きな声で知らせながら避難する。
- ・津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまでは指定避難所にとどまる。

II-9. 避難誘導等に従事する者の避難対策

(1) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難誘導等に従事する者（①避難広報や避難誘導等を行う職員、②津波防災施設の操作を行う者、③消防団員、④避難行動要支援者の避難支援等関係者等（P31参照））が津波浸水想定区域内の現場で活動するため、町は、地域防災計画、大島町消防団地震・津波活動マニュアル等において、退避ルール等について地域での相互理解を深めることや、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める。

また、避難誘導等に従事する者が自らの命を守ることは、最も基本であり、避難誘導等を行う前提として、町は、これらの計画等について、住民や職員、消防団員に周知を徹底する。

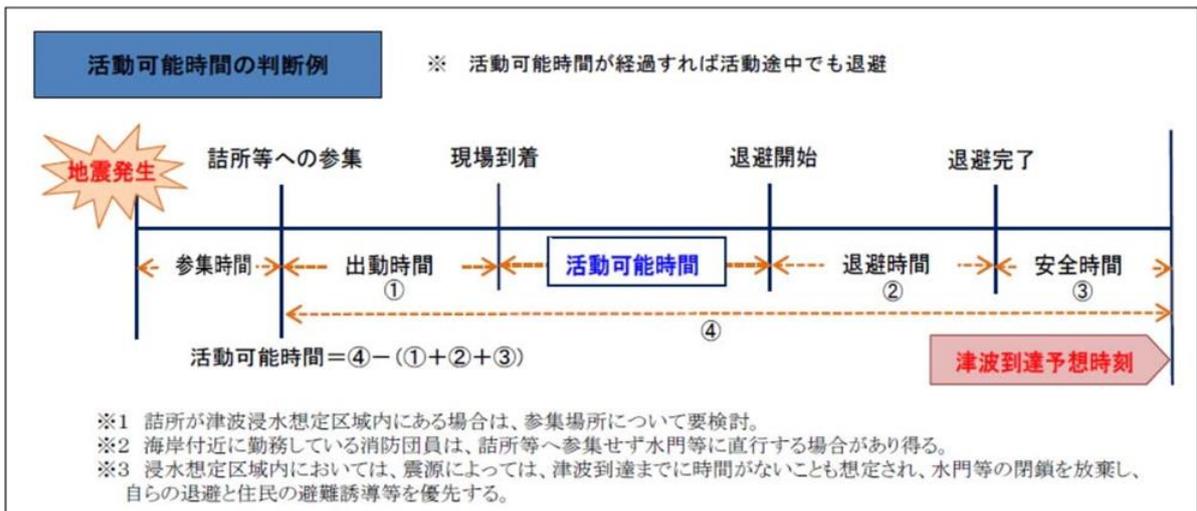
なお、退避ルールや情報伝達手段については、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮し、以下のとおりとする。

(ア) 退避ルール

○避難目標ラインの内側で活動を行っている町の職員や消防団員等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。活動する場合には、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。

○町の災害対策本部、消防団指揮本部や団長等は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。

○町の災害対策本部、消防団指揮本部や団長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。



出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」消防庁（平成25年3月）

○大島町消防団地震・津波活動マニュアル

大島町消防団では、地震及び津波発生時において「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、津波到達予想時間の30分前ルールを設定している。

30分前ルールの設定理由

1. 津波浸水深30cm到達時間分布で、避難行動がとれなくなる目安とされている、津波浸水深30cmの情報を基にした。
2. 地盤沈下や損壊状況から、緊急避難を実施するうえで浸水地域からの時間考慮から30分ルールとされた。

(1) 情報伝達手段

○退避命令を消防団員等に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段について、内規等であらかじめ定めておき、団員及び地域住民にも周知しておく。

(2) 防災施設の安全対策の検討

災害対策本部や防災行政無線の通信設備が設置される役場、消防本部や消防団詰所などの防災施設の地震及び津波に対する安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討を実施する。

II-10. 津波防災教育と啓発

町は、津波発生時に住民の円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに、自らできる限り迅速に高い場所への避難を開始するなど、率先した避難行動を徹底することである。

そこで町は、以下の住民等の津波避難における「津波に対する心得」を絶えず住民等の心に留めておくために、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する教育・啓発を実施する。

【津波に対する心得】

- | |
|--|
| ①強い地震（震度4以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 |
| ②地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 |
| ③正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。 |
| ④津波注意報でも海水浴や釣りは危険なので、行わず、高所に退避する。 |
| ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。 |

なお、消防団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保に当たっては、住民と一緒にあって率先避難できるよう、町は退避ルールを定め、住民へ周知を図る。（「II-9. 避難誘導等に従事する者の避難対策」参照）

(2) 津波防災教育・啓発の手段・内容

津波防災教育・啓発に当たって、町は、次の手段、内容を組み合わせながら、町の実情に応じて実施する。

【津波防災教育・啓発の手段】

①マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞等
②印刷物、インターネット等	パンフレット、広報誌、DVD、ホームページ、防災マップ等
③標識、看板等	避難場所等を示す標識、標高標示看板等
④学習、体験	勉強会の開催、避難訓練等

【津波防災教育・啓発の内容】

①過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②津波の発生メカニズム	津波の発生メカニズム、速さ、高さ等の基礎知識
③津波浸水ハザードマップ	津波浸水想定区域、避難場所等を表す地図の内容及び読み方
④津波避難計画の内容	大津波警報、津波警報、情報の伝達、避難指示、避難場所、避難経路等

⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭、学校、事業所等）ごとの避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
⑥大津波警報・津波警報・津波注意報	大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

(3) 津波防災教育・啓発の場と人材育成

町は、家庭、学校、保育所、地域社会（自主防災組織などの住民組織、消防団、婦人会等）、社会福祉施設、事業所等において、津波防災教育を実施する。

(ア) 学校における津波防災教育

保育所、学校等において、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた体験学習等を実施し、津波の知識の習得を図る。

(イ) 地域における津波防災教育

地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が、災害の脅威や被災地の教訓等を語り継ぐ機会を設けて行うことが大切である。町は、こうした人材の育成を図るため、消防・防災行政や消防団の経験者、防災ボランティア、社会福祉施設、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる防災リーダーを養成し、自主防災組織の育成を図っていく。

II-11. 津波避難訓練

町は、地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討して、可能な限り多くの訓練を実施する。

(1) 津波避難訓練の実施体制

総合的な津波避難訓練においては、町、自主防災組織などの住民組織、消防団、学校等に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海上運送（旅客・貨物）・陸上運送（路線バス・運送）等事業者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

必要な場合には、都、海上保安庁、警察署等に協力を要請する。

(2) 参加者

高齢者から子供までの多様な住民のみならず、観光客、海水浴場客、釣り客、漁業・港湾関係者、工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

(3) 津波避難訓練の実施時期

地震及び津波はいつ発生するか予測がつかないので、どのような状況においても円滑な避難が可能となるような避難体制を確立するため、昼・夜間、曜日や異なる季節等を考慮し設定する。

(4) 津波避難訓練の内容

最大クラスの津波浸水シミュレーションの結果から、津波被害が発生する地震を想定し、震源、揺れの強さ、揺れによる被害、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から収束までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

【訓練の内容】

訓練項目	内容
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報等の収集、伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認 ・機器の操作方法の習熟 ・防災行政無線の可聴範囲の確認 ・住民等への広報文案（平易でわかりやすい表現か）等の検証
津波避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難計画において設定した避難路等を実際に避難し、ルートや避難標識、あるいは危険箇所等の把握、避難完了までの時間の計測等を実施 ・民有地を通過する避難が必要な場合があるため、所有者等と事前に調整 ・夜間訓練等により街灯を確認 ・避難誘導者の安全確保に留意 ・町全域や地区ごと、社会福祉施設や学校等の施設ごと、規模に応じた訓練内容を検討（避難行動要支援者、観光客、児童生徒、園児等に対する避難誘導訓練） ・民有地を通過する避難が必要な場合には、所有者等と事前に調整が必要

(5) 訓練結果の検証

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い、避難ルートの確認を実施したり、情報機器や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能かの検証を行う。

訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、本計画に反映させる（PDCA サイクル：Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Act 改善）。

参考① 津波避難訓練の実施について

大島町では、平成 24 年 11 月に津波からの避難のための訓練を実施した。訓練では、二段階の避難方法を取っており、参加者はまず、自宅や勤務先等から最寄りの災害時集合場所まで移動し、次に、災害時集合場所から自主防災組織の班長の誘導の下、小学校などの避難所まで避難した。

1. 訓練の概要

	内容	写真
実施日時	平成 24 年 11 月 21 日	 
実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報活動訓練 ・住民避難誘導訓練 ・避難所開設訓練 ・模擬援護者の安否確認訓練 ・救急・搬送訓練 ・初期消火訓練 ・非常焚き出し訓練 	
実施場所	参加者の自宅・勤務先から避難所(各小学校等)	
開催周知	町の広報誌、説明会等	
参加者	3,152 人 (自主防災組織、大島旅客自動車株式会社、事業所の防災担当者、小学校、中学校、高等学校、東京都、警察、消防本部、消防団、大島町)	

住民避難誘導訓練の様子

2. 訓練結果

参加者 3,152 人の避難に当たっては、自宅・勤務先等から避難所までの避難で約 30 分の時間を要した。

II-12. 要配慮者・避難行動要支援者の避難対策

町は、避難対象地域（避難目標ライン）の避難行動要支援者の避難体制を確保するために、各施設の管理者等が実施する津波避難計画の策定や避難対策を支援する。

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の支援（全般事項）

津波避難においては、高齢者や障害者だけではなく、健常者であっても要配慮者となる場合がある。例えば、観光客、外国人、地域外からの就労者等は、地理不案内なための確な避難ができないことが想定されるため、特に情報面における避難対策に配慮する必要がある。

【要配慮者・避難行動要支援者】

	町の定義	(参考) 災害対策基本法による定義
要配慮者	高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時の避難等において、避難勧告などの情報入手が困難な者、自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がいない、又は家族などの支援だけでは避難が困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

①情報伝達

町は、津波の発生時においては、緊急かつ着実に避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等により、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、避難行動要支援者の障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達の整備に努める（例えば、聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等の活用など）。

また、町は、防災行政無線等の音声伝達に当たっては、情報の伝わりにくい視覚障害者や外国人等に対して、施設管理者、自主防災組織、民生委員、消防団及び近隣者等（以下、「避難支援等関係者」という。）と協力して情報伝達を行うよう努める。

②避難行動支援

町は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内閣府（平成 25 年 8 月）に基づいて、当該地域の災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿、個別計画）の作成を実施する。町は、避難行動要支援者の避難について、避難支援プランを踏まえ、日頃から避難支援等関係者との連携を図り、情報共有・避難誘導・救助等において組織的な支援体制の整備を推進する。

また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ必要がある。

【避難支援プラン内容】

項目	内容
全体計画 (平成 28 年作成済)	地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を含め、避難行動要支援者名簿の掲載者の範囲、名簿情報の入手・取扱い、避難支援等関係者による支援体制等の各事項について策定するもの。
避難行動要支援者名簿 (平成 26 年作成済)	避難行動要支援者の名前や住所・連絡先、障害・介護等の区分等が掲載され、災害時に町と避難支援等関係者が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの。
個別計画	個々の要支援者ごとに避難支援等関係者との関連づけ等を明らかにした具体的な避難方法等についての個別計画で、災害時に避難支援等関係者が避難支援等を行う際に活用するもの。

③避難誘導のための環境整備

町は、要配慮者の安全な避難のために、避難路、避難経路、避難目標地点、避難場所、避難所等に対して、避難誘導看板や夜間避難に備えた街路灯等を設置して環境整備に努める。また、外国人の観光客に配慮し、英語等の表記にも努める。

④避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する必要がある。（「Ⅱ－9. 避難誘導等に従事する者の避難対策」参照）

(2) 施設管理者における避難対策

避難対象地域（避難目標ライン）内にある社会福祉施設、病院（診療所）などの施設管理者は、津波避難計画を策定し、地区防災計画として町へ提案する。

これらの施設管理者は、津波避難計画に基づき、施設利用者の心身上の特徴を考慮しながら、迅速かつ適切な避難誘導を行う。施設利用者の安全確保に当たっては、町職員、警察、消防、自主防災組織等と連携した避難誘導の体制を検討する。津波到達予想時間までが短い場合や避難開始までに時間がかかる場合、建物の構造や予想される津波浸水深によっては、上層階に避難（垂直避難）した方が安全を確保できる可能性が高い場合がある。

町は、これらの施設管理者の津波避難計画作成や避難対策を支援する。

【施設管理者が検討すべき内容】

①体制の確立	町職員、警察、消防、自主防災組織等と連携した避難誘導体制を検討する。
②初動対応	津波警報等発令時の対応を検討する。
③避難誘導	指定緊急避難場所を設定する。避難誘導に関して、職員や利用者自身でできること・できないことを整理し、施設職員でできないことは、町や防災関係機関、近隣住民に協力を依頼する。（特に夜間の対応など検討）
④避難方法	自動車を使った避難や2階以上への垂直避難も検討する。
⑤避難生活	二次避難所としての活用も検討する。

【避難目標ライン内の施設】

地区	避難目標ライン	施設名	標高
野増	大津波警報ライン内	あすなる	21m

(3) 在宅の避難行動要支援者における避難対策

避難支援プラン（個別計画）に基づき、地域の自主防災組織や消防団等の避難支援等関係者が中心となって、避難行動要支援者の避難支援を必要があるため、地域における避難計画において、避難行動要支援者名簿に対応した地域の避難支援等関係者の体制や避難時のルールを決めておく。

- (例)・避難行動要支援者1人に対して、近所に在住する2人以上の避難支援等関係者で対応
- ・避難行動要支援者は、家族等の支援により自主避難を行った場合は、あらかじめ決められた避難支援等関係者の到着を待たずに自主避難し、避難したことを示すサインを玄関に表示

II-13. 観光客等の避難対策

観光客や海水浴客、外国人等は、地理不案内であるための確な避難ができないことが想定される。町及び観光・宿泊施設等の管理者は、以下の対策を行う。

(1) 情報伝達

- 町は、観光・宿泊施設等の管理者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置の検討や施設管理者の携帯メール等の把握により、情報伝達手段を確保する。なお、外国からの観光客等に対して確実に情報伝達ができるように配慮する。
- 観光・宿泊施設等の管理者は、施設内にいる者への情報伝達マニュアルの作成に努め、いつ、誰が、何を、どのように伝達するかについて、利用客・従業員に対する伝達文や館内放送等の伝達手段等を定めておく。
- 避難場所への避難が間に合わない場合には、垂直避難や耐震構造のコンクリート建物に避難誘導した方が安全である場合もある。そうした場合に備え、町は、建物所有者と協議して津波避難ビル等を定める。
- 町は、海水浴場の監視所や海の家等にラジオ・戸別受信機等の情報収集機器や拡声器・放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、屋外にいる者に対して情報を伝達するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルの作成に努める。なお、サイレンなどの音声は風等の影響で届きにくい場合があることから、旗などの視覚的な手段も整備することが望ましい。

(2) 避難対策

- 海岸沿いの観光施設、宿泊施設等にあつては、原則として施設の管理者等が観光客等を避難場所へ誘導する責任がある。これらの施設管理者は、町が定める津波避難計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画の策定に努める。町では、各施設管理者に対して、避難計画策定のための支援を行う。
- 町による津波避難ビルの指定では、津波の浸水深を考慮した高さや耐震性などの安全性を確保するとともに、休日・夜間における利用ができて、収容可能なスペース（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい。）を持つなどの機能性を確保する。

(3) 普及啓発

- 津波注意報の場合、海水浴客や釣り客等は 海岸からの避難が必要である。そのため、町と観光・宿泊施設等の管理者は連携して、これらの観光客等に対して、大津波警報・津波警報・津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯や救命胴衣の着用等を呼び掛ける。

(4) 看板・誘導標識の設置

○町は、地理不案内で津波の認識が低い観光客等に対して、①標高②津波浸水想定区域③具体的な津波到達予想時間④津波の高さの表示⑤避難方向（誘導）⑥避難場所等を示した看板等を設置する。また、ピクトグラムを活用した看板の整備の推進を図る。



津波避難マップ看板



標高標示看板

(5) 津波防災に関する啓発、避難訓練の実施

○町では、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難路や避難場所等を掲載したチラシを作成し、観光客等への啓発に努める。

また、津波の啓発のため、包装紙や紙袋等へ印刷するといった工夫、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組を行う。

○町では、避難訓練にあたっては観光客等の参加もできるように、海水浴シーズン、観光シーズン中の訓練実施を検討する。

(6) 食料、生活必需品の備蓄

○町や観光・宿泊施設等は、観光客等に配慮した備蓄物資の確保に努める。

II-14. 港湾管理者等の避難対策

町は、避難対象地域（避難目標ライン）内の港湾管理者や運航事業者等と連携し、それぞれの津波避難対策と町の津波避難計画が整合するよう十分な調整を図る。

港湾地域等周辺は、津波の到達が早く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、町は港湾管理者等と連携して、港湾地域等に従事する事業者等が、避難対策を策定する際に以下の事項に留意するように働き掛ける。※

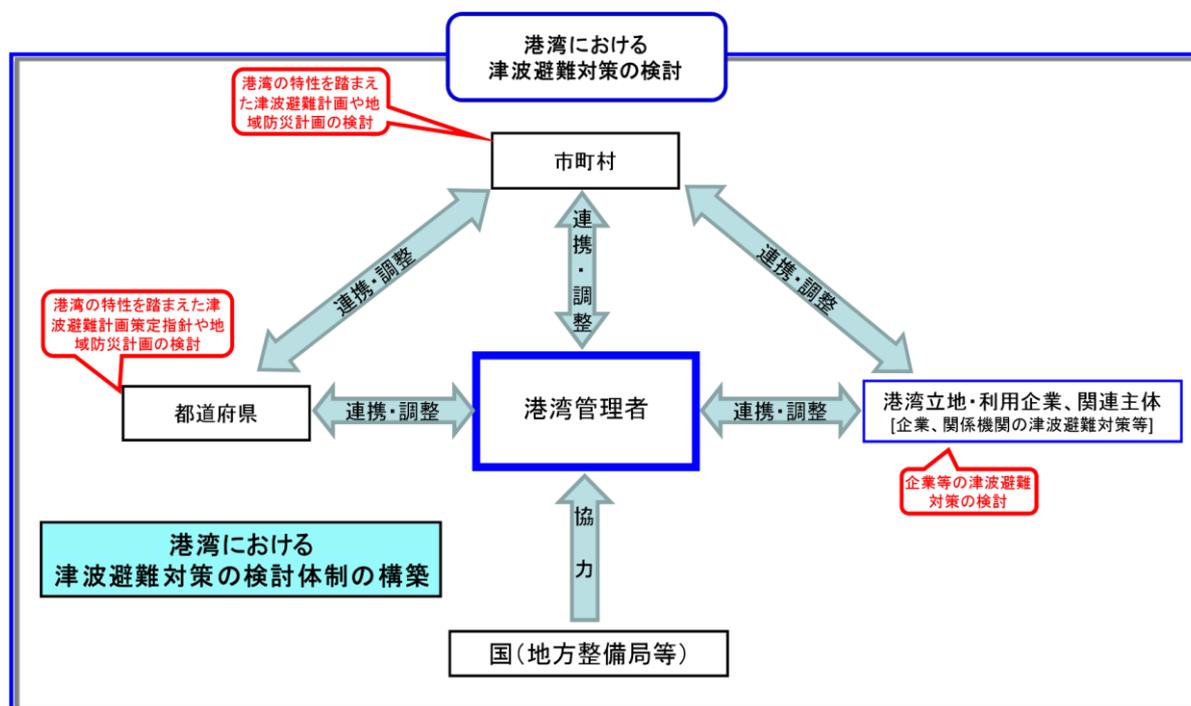
港湾地域内に施設を所有する事業者等の施設責任者は、あらかじめ各事業所等でとりまとめた避難対策により、従業者等の避難を実施する。

特に、海岸施設においては、津波警報等が発表された場合に、観光客等の海岸施設利用者が、直ちに安全な場所に避難できるよう、看板・誘導施設等の対策を行う。

※参考

- ・港湾における津波避難対策の詳細は、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」国土交通省（平成 25 年 9 月）を参照
- ・漁港における津波避難対策の詳細は、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」水産庁（平成 24 年 3 月）を参照

<津波避難対策の検討体制>



出典：「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」国土交通省（平成 25 年 9 月）

II-15. 事業所に対する避難対策

町は、避難対象地域（避難目標ライン）内にある事業所の管理者における従業員・顧客等への津波避難計画の作成や津波避難対策実施を支援する。各事業所では、以下の点を踏まえて計画の策定に努め、津波避難対策を行う。

(1) 各施設等が実施すべき事項に関する計画

(ア) 組織の確立

津波警報等が発せられた時に迅速・的確な防災措置を行うための組織の編成及び活動体制

(イ) 情報の収集伝達等

テレビ・ラジオ等による情報の把握、利用者・顧客・従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び顧客・従業員等に対する安全の確保

(ウ) 避難誘導

避難対象地域（避難目標ライン）、避難場所等の周知及び避難誘導方法、利用者に避難行動要支援者がいる場合の避難誘導方法

(エ) 出火防止及び初期消火

火気使用設備器具の使用制限、危険物・薬品等の安全措置、消防用設備等の点検、初期消火態勢の確保

(オ) 危険防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

(カ) 応急救護

避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護措置等

(2) 防災訓練に関する計画

津波警報等が発せられた時の対策実施等を想定した訓練計画

(3) 教育及び広報に関する計画

従業員・利用者等に対し実施する教育及び広報計画

II-16. 学校等における避難対策

町は、避難対象地域（避難目標ライン）内の学校、保育所等において、各責任者による津波避難計画の策定を支援し、防災体制の充実を進める。

(1) 学校等における避難誘導

学校、保育所等における児童・生徒・乳幼児の避難誘導に関しては、以下の事項に留意する。

- ・学校等の責任者は、在校園時、登下校園時、校園外活動時、学校施設活用事業時等の各発生状況に応じ、教職員が協力して、児童生徒等の避難誘導を実施する。
- ・防災行政無線、緊急速報メール、エリアメール等により最新の情報を収集し、より安全な避難場所・避難所を目指して避難行動を行う。
- ・避難誘導を行う際には、逃げ遅れることがないように人員を確認する。
- ・自力で避難できない児童生徒等は指定職員が介助して避難する。
- ・立ち退き避難が間に合わない時などに備えて、2階以上への垂直避難の安全性を確認しておく。

【避難目標ライン内の学校、保育所等】

地区	避難目標ライン	施設名	標高
野増	大津波警報ライン内	子ども家庭支援センター	17m

参考② 大島町津波避難の共同検討について

大島町では、平成 23 年 3 月東日本大震災の教訓から津波防災対策の見直しを計画し、平成 23 年 11 月の大島町地域防災連絡会でその計画概要を報告した。大島町防災実務者会議（大島町、消防本部、消防団、大島支庁、大島警察署、伊豆大島火山防災連絡事務所）では、平成 24 年 5 月 7 日～21 日に島内 8 地区（泉津、岡田、北の山、元町、野増、差木地、クダッチ、波浮港）の一時集合場所、避難場所、標高表示杭、避難経路看板、海岸の状況、避難路、沢の状況、津波遡上にかかわる地形の確認等の現地調査、避難路や避難場所等の検討を行った。また、6 月 15 日に調査結果のとりまとめを行った。

その後、平成 24 年 7 月 26 日に大島町地域防災計画修正検討委員会（当時の原田副町長を委員長とし、専門員、町議会議長・町議会議員・婦人会・消防団・防災実務者会議で構成する委員会）において、大島町防災実務者会議による津波避難に関する共同現地調査結果の協議が行われた。そして、津波避難対策検討ワーキンググループ報告（中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策ワーキンググループ、平成 24 年 7 月）を踏まえ、「大島町避難マップ」を作成した。

このような共同検討の成果は、防災講演や大島町防災の手引【地震・津波編】の作成配布等、防災知識の普及啓発、防災意識の向上にも反映されている。



北の山地区現地調査



泉津地区現地調査

参考③ 大島における「津波避難のための説明会」の記録

大島において、津波の危険性や避難方法についての理解を深め、津波から命を守るために「地域における津波避難のための説明会」を実施した。また、家庭内や近所等の自助・共助による避難の実効性を高めるために、「地域ごとの津波避難計画」の作成方法について紹介した。さらに、東京都と大島町による津波浸水想定区域などの現地調査を踏まえて、津波避難ルート案を作成し、今後、住民の手で津波避難を検討するためのモデルを提供した。

説明会には、自主防災組織の役員をはじめ、津波に対する意識の高い住民の参加があった。今後とも、住民の防災意識のさらなる向上や自助・共助による津波避難のための取組の推進を図っていく。

(1) 説明会の実施概要

実施日時：平成 27 年 12 月 6 日（水）

実施場所：岡田コミュニティセンター

開催周知：開催案内の広報紙、防災行政無線

参加者：約 40 人

（住民、自主防災組織の役員、事業所の防災担当者等）



会場の様子

(2) 説明会の内容

(ア) 津波災害とその避難について

- ①災害の想定度合と対応力
- ②地震・津波に対して、日頃から取り組むことについて

(イ) 地域ごとの津波避難計画の検討方法

①地域ごとの津波避難計画の検討内容

- 津波の危険性を知る
- 自分たちの地域を知る
- 避難方法を考える
- 考えたことを確認する
- 地域への展開

②各地域の事例の紹介（小中学校における防災教育（岩手県釜石市）等）

③継続的な取組方法

(ウ) 岡田港周辺における津波避難ルート(案)の検討

- 岡田港→船客待合所→避難目標地点→岡田コミュニティセンター

(エ) 避難ルートの検証

- 避難目標地点または避難所までの時間、避難経路の安全性、車いすや高齢者が徒歩で避難できるか（急な坂道や階段）などを検証方法の紹介

(3) 町における今後の取組の紹介

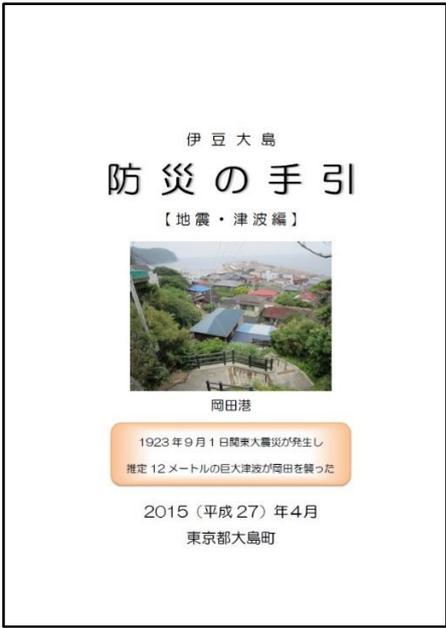
大島町では、毎年実施している自主防災組織の連絡会において、火山・津波・地震・土砂災害に関する説明会を行うなど、引き続き自助・共助の取組を支援していく。また、防災訓練等を開催し、住民の防災意識向上に努める。



アドバイザーによる説明

参考④ 津波からの避難行動について【住民向け啓発資料】

参考②での大島町津波避難の共同検討後に大島町では平成27年4月に地震・津波の啓発事業で「伊豆大島 防災の手引き【地震・津波編】」を作成し、全世帯に配布、また、大島町のホームページにて公開もしています。また、東京都でも「東京防災」を作成し、全世帯に配布しています。

表 紙	内 容
	<p>地震編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.巨大地震の発生する仕組み 2.地震が起きたら 3.日頃からの備え 4.地震情報 5.伊豆大島近海地震 6.元禄型関東地震・南海トラフ沿いで発生する巨大地震 <p>津波編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.津波の発生する仕組みと特徴 2.津波から身を守るには 3.津波避難マップ利用の手引 4.日頃からの備え 5.津波情報 6.伊豆大島の過去の津波災害 <p>巨大地震の想定（南海トラフ沿いの巨大地震と元禄型関東地震）</p> <p>【もし、南海トラフ沿いの巨大地震が起こったら】</p> <p>【もし、元禄型関東地震が起こったら】</p> <p>わが家の防災メモ</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 01.大震災シミュレーション 02.今やろう防災アクション 03.そのほかの災害と対策 04.もしもマニュアル 05.知っておきたい災害知識

卷 末 資 料

Ⅲ 地域ごとの津波避難計画の策定マニュアル

Ⅲ－１．地域ごとの津波避難計画とは

本計画では津波避難に関する町としての基本的な考え方を示しているが、町民がより円滑な避難行動を行うためには、地域ごとの津波避難計画を策定する必要がある。

津波浸水予測に基づく危険区域の状況、避難路・避難経路上の障害物や高台などの避難先の有無、避難距離の長さなど、津波からどのように避難するかは地域の状況によって大きく変わる。

したがって、町は、地域の情報を最もよく知っている地域住民の参画を得て検討会を開催することなどにより、地域住民の手で地域の实情に合わせた「地域ごとの津波避難計画」を作ることによって、より実効性の高い津波避難計画にすることができる。

Ⅲ－２．地域ごとの検討会の概要

地域ごとの検討会を開催する目的としては、津波災害が起きた時に、住民等が安全に避難するための津波避難計画の策定に当たって、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自身が計画づくりに参加することである。また、住民が津波避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、自主防災組織役員として、自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

検討会では、グループごとに大きな地図をひろげて作業や議論、発表を行い、津波避難行動について、参加者が一体となって共に考える。

(1) 検討会の参加者

地域住民、地域にある施設（学校、要配慮者施設、事業所等）の代表者、町の防災担当者、消防団員、学識経験者等

(2) 検討会の役割分担

(ア) 町民等

- ・ 検討会の運営
- ・ 地域住民に対する検討会参加の呼びかけ
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定
- ・ 地域ごとの津波避難計画の地域住民への周知

(イ) 町の防災担当者

- ・ 検討会の運営支援
- ・ 地域住民に対する検討会参加の呼びかけ
- ・ 検討会で必要な資料、用品等の準備
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定支援
- ・ 地域ごとの津波避難計画の地域住民への周知
- ・ 検討会において町民等から提案された防災対策への支援

【(例) 必要な資料、用品等】 以下をグループごとに1セットずつ用意する。

道 具	用 途 等
白地図（地形図や住宅地図の切り貼りでの作成も可）	浸水想定区域や避難対象地域（避難目標ライン）等を記入する場合もある。
大島町津波避難マップ	避難対象地域（避難目標ライン）等の確認をする。
ビニールシート、マジック、付箋、シール（3色以上）	ビニールシートは、地図の上に被せて、油性マジックで情報を書き込んだり、付箋やシール等を貼る。
模造紙、付箋紙大小、フェルトペン等	グループ内の検討結果を整理する。

(3) 津波避難計画の策定

参加者はグループごとに地域の地図を広げ、マジックで色を塗ったり、シールを貼ったりして地域の特徴を再認識する。また、地域の危険な箇所はどこか、津波が来ると知ったらどうするかなどを議論しながら、意識を高める。

以下に、地域ごとの津波避難計画策定作業の主な流れを記す。

①津波の危険性を知る

オリエンテーションを兼ねて、自己紹介、リーダー、書記といった参加者の役割を決め、地域ごとの津波避難計画作成の目的、津波災害に関する基礎知識を共有する。



②自分たちの地域を知る

自分が住む地域の地形特性や自然条件、道路状況、地域の人口などを整理し、津波避難を考えるための地域の基本情報を把握する。



③避難方法を考える

いつ、どのように、どこを通過して、どこに避難したらよいかを自分達で考え、ハザードマップや避難計画として整理する。



④考えたことを確認する

現地確認や防災訓練を通じて、自分たちが考えた避難計画を確認し、問題点や課題を洗い出して、計画の見直しにつなげていく。



⑤地域への展開

作成した地域ごとの津波避難計画を地域住民の方々に広めていくとともに、避難計画見直しを繰り返し行うことで、災害対応力を高めていく。

III-3. 検討内容

(1) 津波の危険性を知る

- ①地域における津波避難対象地域（避難目標ライン）の確認
- ②孤立する可能性のある地域内集落の確認
- ③津波災害の基礎知識の確認など

<参考>

(ア) 津波の特性

- ・町の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第一波が最大とは限らないこと。
- ・第二波、第三波など後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が繰り返し襲ってくる可能性があること。
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生可能性があることなど。

(イ) 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・津波は大きな不確実性を伴う自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・海岸保全施設等整備後であっても、実際の津波高が計画津波高を上回る可能性があること。
- ・地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること。
- ・近地津波の発生では、極めて短時間で津波が到達し、避難対象地域（避難目標ライン内）にいる町民等への津波警報、避難指示（緊急）等の伝達が津波の到達までに間に合わない可能性があること。
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
- ・津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくることなど。

(2) 自分たちの地域を知る

市街地、海岸線、山地、低地、川、沼などの地形・自然条件や、主要道路や指定緊急避難場所などを地図上に着色し、地域の構造を把握する。

次に、津波浸水区域などの災害情報や、道路が狭い区間やブロック塀の倒壊で避難時に障害になりそうな箇所、避難時に注意すべきことを地図上に着色したり、付箋にメモして貼り付けたりして、自分たちの知識や知恵を共有化する。

また、以下に該当する方々の居住地やよく集まる場所などを地図上にマーキングし、避難時に配慮を要する方々への支援方法等を考える基礎資料とする。

・要配慮者

高齢者、障害者手帳所持者、介護保険認定者、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者、乳幼児・児童、日本語が不自由な外国人などの自力避難が難しい方々

・要配慮者支援のノウハウを持つ方々

自治体職員 OB、警察・消防団 OB、福祉関係者、民生・児童委員、自主防災組織などの住民組織

(3) 津波からの避難方法を考える

地域で起こり得る津波災害を想定するとともに、その時自分がどこで、何をしているかを想像し、どのように避難するかを考え、円滑に避難するために必要となることを参加者で話し合う。

いつ、どのように、どこを通過して、どこに避難したらよいかなど次の項目等について自分達で考え、防災マップや津波避難計画として整理する。

(7) 避難の開始時期

津波からの避難は、津波が見える前に開始し、完了しなければならない。津波に巻き込まれると、負傷で助かるよりも、死亡するケースが多くなっている。東日本大震災でも、負傷者は約 6,000 人である一方で、死亡・行方不明者約 18,500 人に達していた。

<参考>

- ・「強い地震（震度4以上）を感じたとき」又は「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき」は、津波の発生を想起し、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所や海岸から遠く離れた場所に避難すること。
- ・地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・海浜、港湾、漁港など海岸保全施設等より海側にいる人は、津波注意報でも海岸付近から避難する必要があること。
- ・町民等が早い段階から避難を開始することにより、人的被害の軽減のほか、消防団員や警察官等の避難誘導・支援者等の負担軽減にもつながることから、津波の到達に余裕があっても早めに避難行動を開始すること。

(4) 情報伝達の体制と避難時の支援

自主防災組織などの住民組織単位に決めておくのが適当である。この際、要配慮者に対しては、わかりやすい情報伝達の方法を心がけるとともに、避難時の支援方法を考えておくことが望ましい。

<参考>

- ・高齢者の支援
できるだけ複数の人で対応し、急を要するときは、おんぶや担架で安全な場所に移動する。
- ・目が不自由な方の支援
声をかけ、杖を持った手と反対の手のひじあたりにゆっくりと触れて、誘導する。
- ・耳が不自由な方の支援
筆談で、要点を絞って伝える（筆記用具がない場合は、手のひらに指先で字を書いても良い）。
話をするときは、顔をまっすぐ向けて、口を大きく動かしゆっくりと話すこと伝わりやすい。

- ・肢体が不自由な方の支援

一人で援助が困難な場合は、近くの人に協力を求める。車いすは、坂を上がるときは前向き、下がる時は後ろ向きで、階段は3～4人で援助する。

- ・外国人の支援

身振り、手振りで状況を伝える。また、一緒に行動することで不安を和らげることができる。

(ウ) 避難先

①避難目標地点

○避難目標地点について、地域としての妥当性などを確認する。

その他に適当な避難目標地点があるかなどについて検討を加える。その際、次の点に留意する。

- ・袋小路になっている箇所は避けること。

- ・階段等や避難路・避難経路がない急傾斜地、崖地付近は避けること。

○同じ地区でも、避難先が分かれる場合もあり得る。その場合の対応について話し合う。

○避難開始の時期、津波到達予想時刻によって、選択肢が増える。可能な限り最も安全と思える場所に行くべきである。

②指定緊急避難場所・指定避難所

○町が示している指定緊急避難場所・指定避難所について確認する。(P12～P13 参照)

(エ) 避難路・避難経路

設定した避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路を設定する。

その際、次の点に留意する。

①幅員はできるだけ広く、かつ迂回路等が確保されている道路を選定すること。

②海岸沿い、河川の河口沿いの道路はできる限り避けること。

③津波の進行方向と同方向へ避難する道路を選定すること。

(オ) 避難の際にとるべき対応（避難ルール）

①避難行動要支援者の避難支援など近隣の人々と協力して行う活動。

②自動車運行の原則禁止（避難行動要支援者の避難のみに使用）。

③指定避難場所での行動。

④非常持出品の持出しなど。

<参考>

避難方法を考える際の留意事項

- ・地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷などによって渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

- ・避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所を選択する場合は、できるだけ津波浸水リスクの少ない高台や海岸から遠く離れた場所を目指すことを基本とする。

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことにつながる。

- ・津波が河川を遡上すること。
- ・津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難行動を続けることなど。

(4) 要配慮者・避難行動要支援者の避難問題を考える

- ・地域においては、在宅や社会福祉施設の入居者などの要配慮者・避難行動要支援者、観光・宿泊施設客、学校・保育所の生徒・児童など、避難において手助けが必要となる人々が多数存在する。そこで、近隣住民としてどのような支援ができるか考える必要がある。
- ・迅速な避難のために、施設管理者や入居者自身でできることと、外部からの支援が必要なことを整理する。夜間においては、施設の職員だけでは、入居者の避難が困難であるため、地域でどのような支援ができるか考える。
- ・地域ごとの避難計画と同時並行で、社会福祉施設において、避難計画の作成を検討する。
(自動車を使った避難、2階以上への垂直避難、被害を免れた社会福祉施設を二次避難所として活用等)
- ・在宅の要配慮者・避難行動要支援者について、地域でどのような支援ができるか考える。
(近隣住民間で避難時に自分達が支援する要配慮者・避難行動要支援者を決めておく。避難中に困っている要配慮者と出会ったら、周囲の人と協力して避難を支援する等)

(5) 考えたことを確認する

- ・自分たちで作った避難計画を現地で確認し、円滑に避難するために必要なことを整理する。このとき、「家庭で行えること」「地域で行えること」「行政が行うこと」に分けて考えることが大切である。
- ・避難迅速化重点地域に居住又は就労する避難者の対策を行う。
- ・高齢あるいは障害がある等の理由により時間的に安全に避難ができない人の避難支援要領を作成する。
- ・防災訓練を通じて、自分たちが考えた避難計画の問題や課題を洗い出して、避難計画の見直しにつなげることもある。

(6) 避難訓練による見直しと地域への展開

- ・所在地から避難目標地点まで何分かかるのか、避難経路は安全か、倒れやすいブロック塀などがないか、車椅子や高齢者が徒歩で避難できるかなど、検討会の中で現地確認を行う。また、避難訓練を通して実際の時間を計測し、検討会で継続的に計画の検証を行い、不具合があれば見直しを図る (P D C Aサイクル)。

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善)

- ・また、検討会に参加できなかった住民の方々に説明するなどして、地域の防災コミュニティや防災ネットワークを広げ、次の検討会へとつなげていく。検討会を繰り返し実施することで、地域住民の災害に対する想像力が養われ、様々な状況に対応できる力を備えることができる。

III-4. 検討結果のまとめ

(1) 検討会の成果

(ア) 成果は地域全体のもの

検討会で作り上げた地域の津波避難計画は、住民の声を反映した生きた計画であり、この成果は、検討会の参加者だけのものではなく、地域住民等全員のものである。

この成果を活かしていくために、町や検討会の参加者が中心となって地域住民に津波避難計画を周知し、地域住民全てが津波避難を考えることが重要である。

(イ) 住民と行政の協働による津波避難対策

津波避難対策を考えていくと、避難路・避難経路や案内標識の整備といったハード面での対策だけでなく、個人の行動や住民連携といったソフト面での対策も出てくる。

行政に頼るだけでなく、個人や地域でできることは何かを考え、行動することで、地域の実情を反映した津波避難対策を作ることができる。

(2) 継続的な取組

(ア) 地域ごとの津波避難計画の見直し

検討会の開催により策定された地域ごとの津波避難計画は完成版ではない。避難訓練の実施等を通じて、より良い計画に見直していくことが重要である。

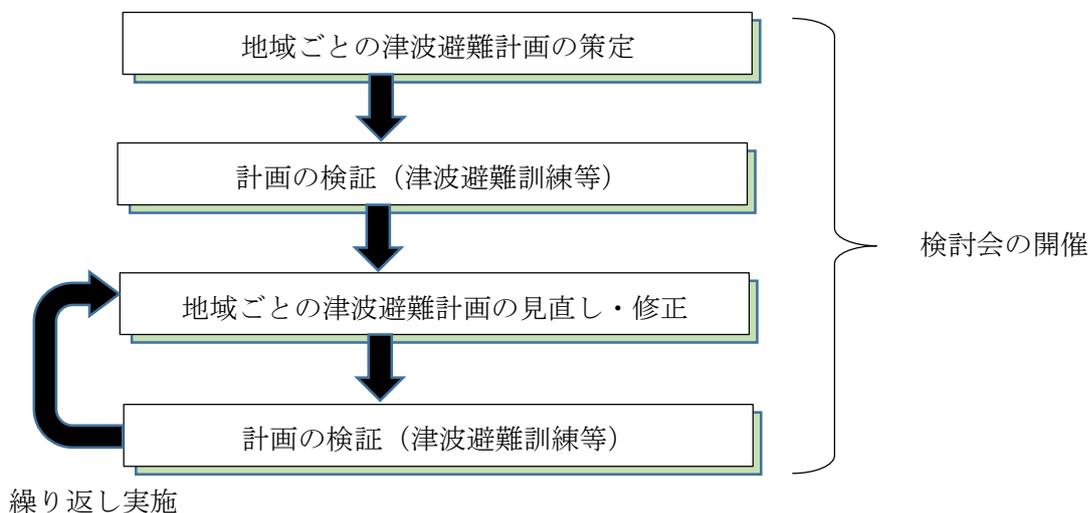
また、中・長期的には、避難路・避難経路や避難場所の整備、防潮堤等の津波防災施設の整備、土地利用の変化等を踏まえながら津波避難計画を見直す必要がある。

(イ) 継続的な取組

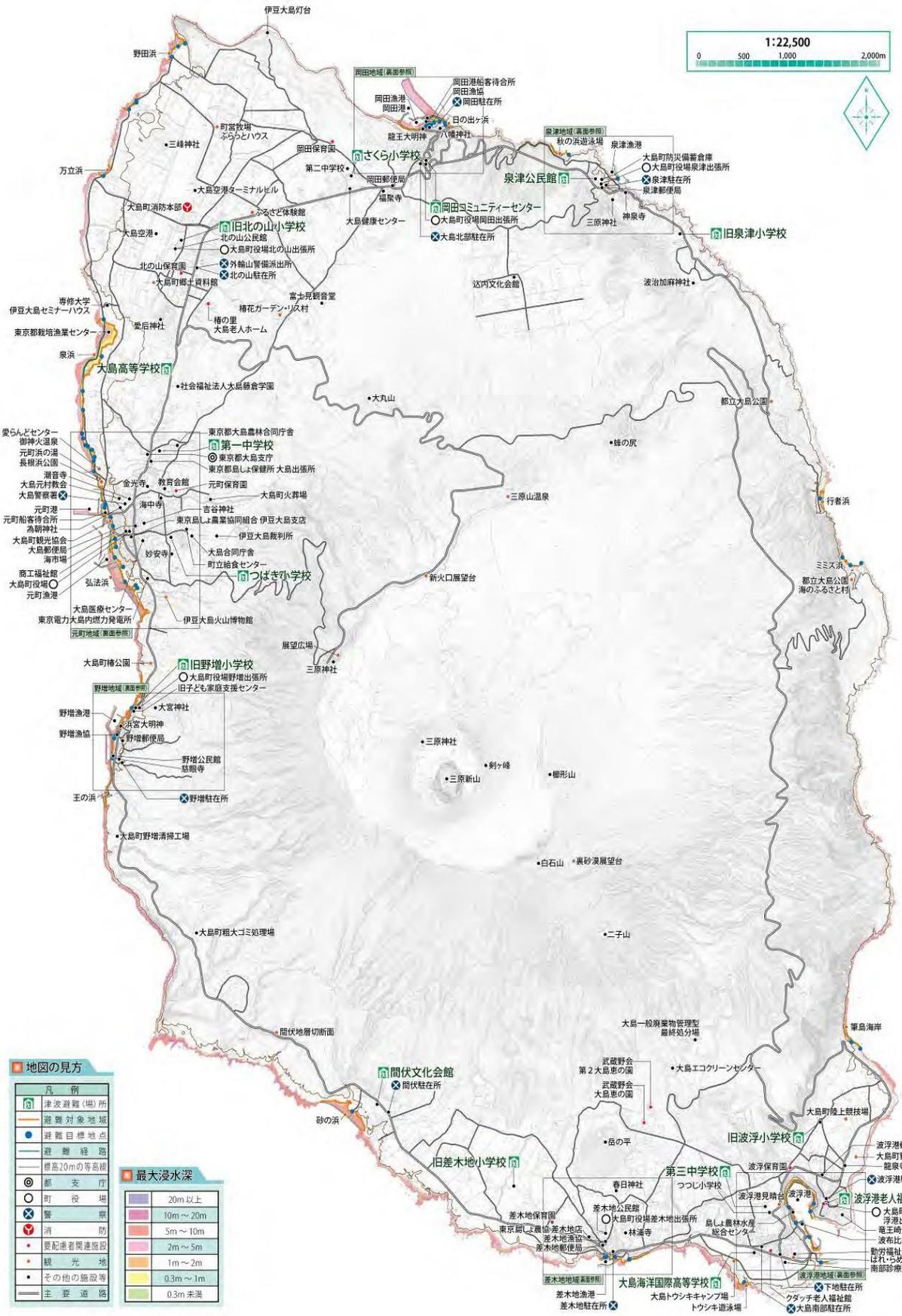
検討会による地域ごとの津波避難計画は一つの成果ではあるが、それで完了するのではなく、継続的な取組みが重要である。例えば、転入してきた新しい住民に津波避難計画を正しく伝えていくことや、加齢に伴う運動能力の変化等への対応は、継続的な取り組みが基本となる。

また、季節や時間の変化など様々な条件を想定した津波避難訓練を実施することで、さらに実効性の高い地域ごとの津波避難計画にすることや、個人の判断能力の向上につながる。

【検討会の流れ】



【大島全体図】



出典：「大島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成25年12月）

【泉津地域】

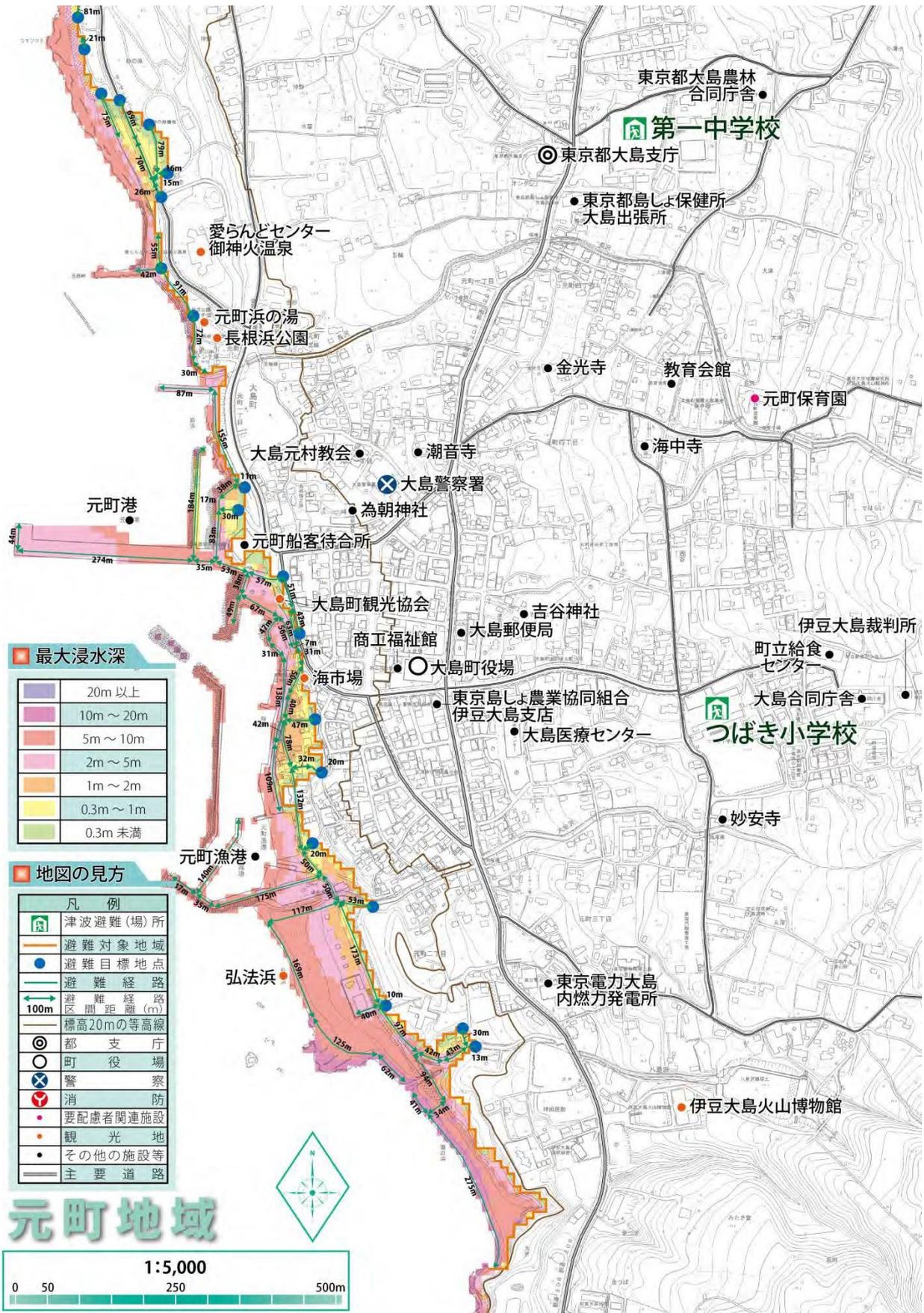


【岡田地域】



出典：「大島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成25年12月）

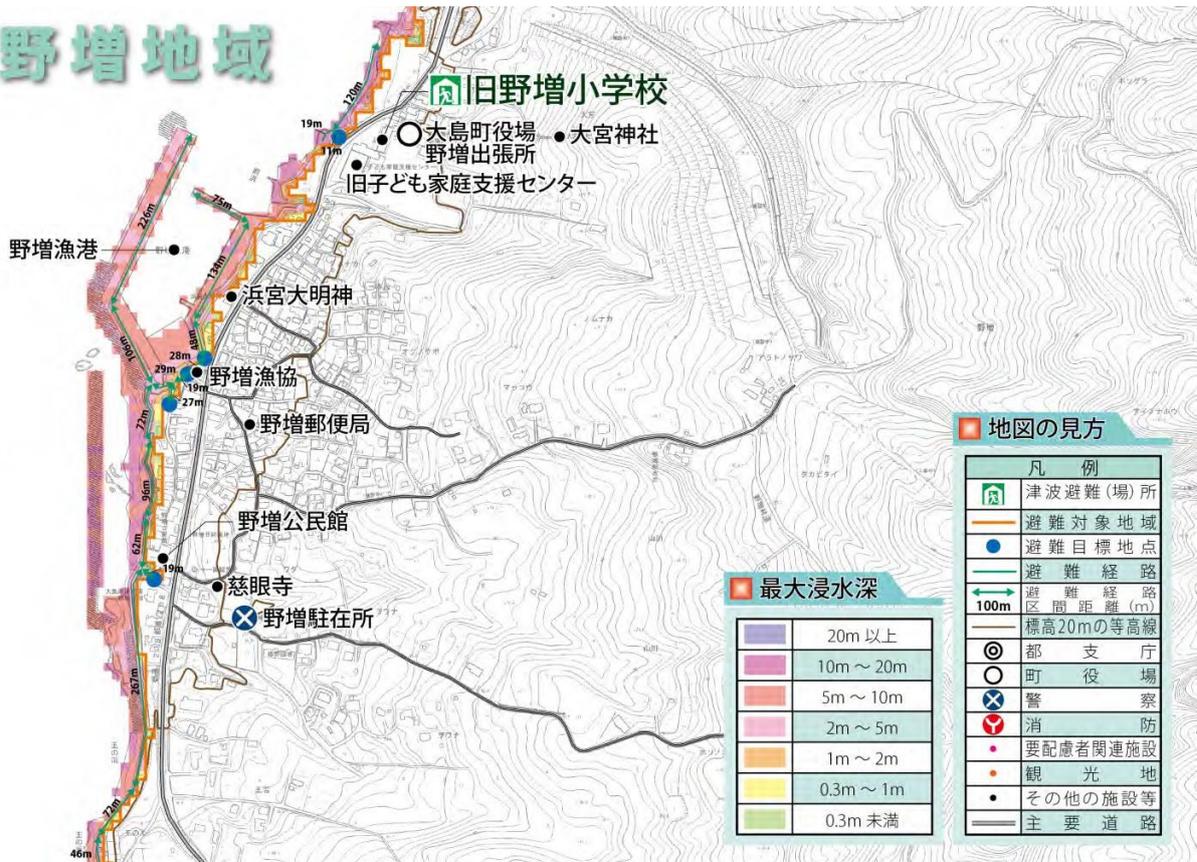
【元町地域】



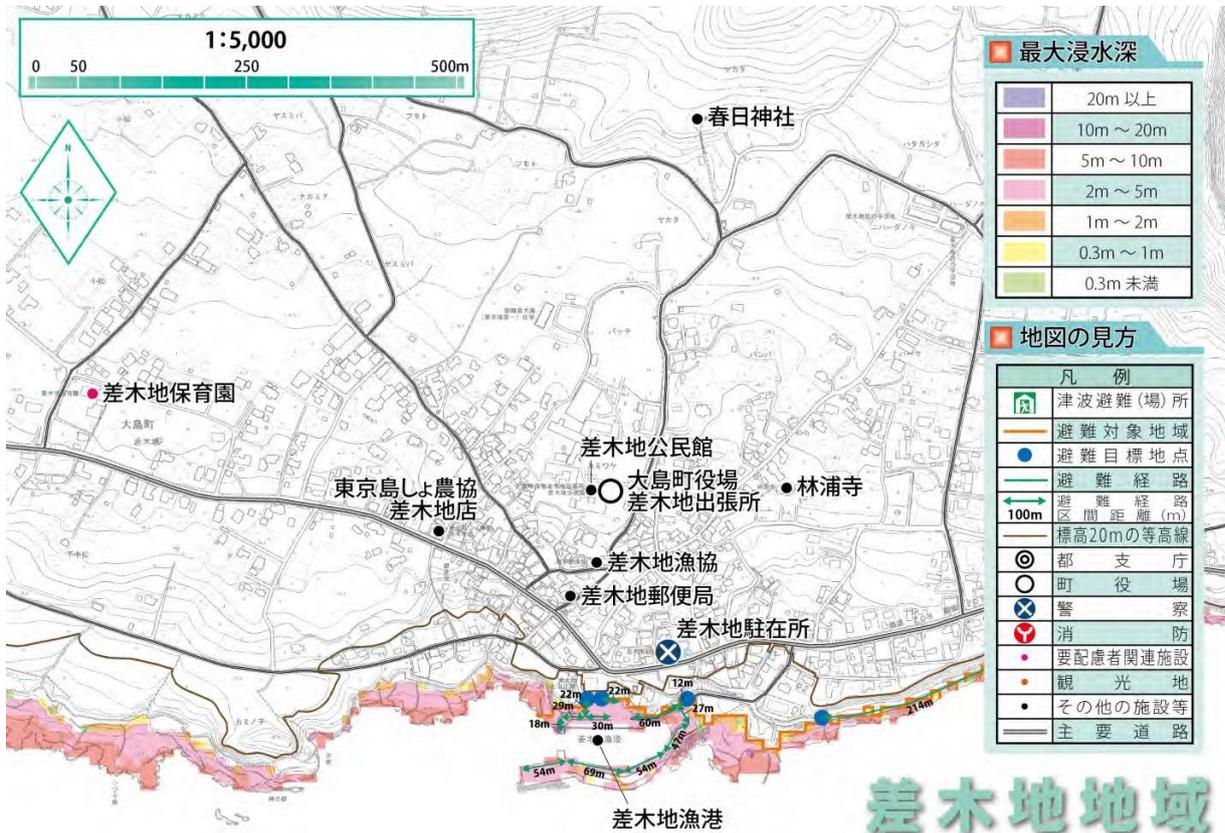
出典：「大島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成25年12月）

【野増地域】

野増地域



【差木地地域】



出典：「大島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成25年12月）

【波浮港周辺】



出典：「大島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成25年12月）

南海トラフ巨大地震 大島の総括表(その1)

ケース	対象範囲	各地点の最大津波高(m) (地殻変動を考慮しない場合の値)	各地点の最大津波高の平均値(m) (地殻変動を考慮しない場合の値)	各地点の1m津波高の到達時間(分) 【当該範囲で最大津波高が来る地点での時間】	各地点の最大津波高の到達時間(分) 【当該範囲で最大津波高が来る地点での時間】
ケース①	(1)元町港周辺	5.76～13.20 (5.74～13.18)	8.53 (8.51)	20.2～21.5 【21.5】	21.5～28.8 【28.2】
	(2)元町港・元町漁港	5.76～10.43 (5.74～10.41)	7.75 (7.73)	20.2～21.2 【21.1】	21.4～28.8 【28.2】
	(3)和泉浜周辺	5.75～8.94 (5.73～8.92)	7.19 (7.17)	20.2～20.8 【20.8】	21.0～21.7 【21.5】
	(4)万立浜周辺	5.03～7.01 (5.01～6.99)	6.14 (6.11)	20.2～20.7 【20.5】	21.1～26.4 【21.3】
	(5)野田浜周辺	3.96～8.15 (3.95～8.13)	6.27 (6.25)	20.7～22.4 【21.5】	21.8～43.5 【22.3】
	(6)岡田港周辺	2.60～8.28 (2.55～8.25)	4.93 (4.89)	22.9～24.1 【24.0】	23.8～50.3 【29.1】
	(7)岡田港・岡田漁港	3.39～8.28 (3.36～8.25)	5.88 (5.85)	22.9～24.1 【24.0】	23.8～50.3 【29.1】
	(8)泉津漁港周辺	1.99～3.72 (1.94～3.66)	2.56 (2.50)	23.0～25.3 【23.3】	28.5～50.1 【33.3】
	(9)泉津漁港	2.31～3.72 (2.25～3.66)	2.72 (2.67)	23.2～23.3 【23.3】	32.8～50.1 【33.3】
	(10)筆島周辺	4.10～8.34 (4.02～8.26)	6.27 (6.20)	22.9～24.2 【24.0】	23.4～61.3 【37.8】
	(11)波浮港周辺	2.82～9.24 (2.75～9.19)	5.33 (5.27)	21.0～23.7 【21.2】	21.8～51.0 【22.3】
	(12)波浮港	2.82～6.61 (2.75～6.54)	4.74 (4.68)	21.7～23.7 【22.9】	22.2～51.0 【23.4】
	(13)差木地漁港周辺	5.95～10.17 (5.91～10.12)	7.52 (7.48)	20.2～21.5 【21.4】	21.1～26.8 【22.2】
	(14)差木地漁港	5.97～8.40 (5.92～8.36)	7.03 (6.98)	20.6～21.2 【20.8】	21.5～22.0 【21.5】
	(15)砂の浜周辺	6.59～11.98 (6.56～11.96)	9.17 (9.14)	19.7～20.8 【20.7】	20.9～41.7 【21.4】
	(16)野増漁港周辺	7.86～13.96 (7.84～13.94)	10.47 (10.45)	20.3～21.5 【21.1】	21.0～28.8 【27.8】
	(17)野増漁港	7.86～13.96 (7.84～13.94)	10.05 (10.03)	20.5～21.5 【21.1】	21.4～28.8 【27.8】
島全体	1.99～14.57 (1.94～14.55)	6.37 (6.33)	19.7～25.4 【20.7】	20.9～64.5 【21.4】	

出典:「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図 p.13」
東京都防災会議(平成25年5月)

南海トラフ巨大地震 大島の総括表(その2)

ケース	対象範囲	各地点の 最大津波高(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の最大津波 高の平均値(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の1m津波高 の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】	各地点の最大津波 高の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】
ケース②	(1)元町港周辺	2.51～4.30 (2.43～4.22)	3.12 (3.04)	26.6～47.4 【28.0】	47.9～131.0 【63.2】
	(2)元町港・元町漁港	2.51～3.95 (2.43～3.87)	2.97 (2.89)	26.6～47.4 【28.6】	47.9～131.0 【48.3】
	(3)和泉浜周辺	2.20～3.83 (2.12～3.75)	2.90 (2.83)	26.4～47.0 【26.4】	47.3～137.8 【47.9】
	(4)万立浜周辺	2.13～3.00 (2.05～2.92)	2.47 (2.40)	33.6～47.4 【33.6】	47.3～137.5 【130.3】
	(5)野田浜周辺	1.85～3.05 (1.78～2.98)	2.49 (2.43)	33.2～48.9 【33.3】	47.9～138.8 【48.5】
	(6)岡田港周辺	1.62～3.67 (1.56～3.60)	2.46 (2.40)	31.2～131.0 【35.5】	46.8～137.7 【52.0】
	(7)岡田港・岡田漁港	1.68～3.67 (1.61～3.60)	2.77 (2.71)	31.2～126.3 【35.5】	46.8～137.7 【52.0】
	(8)泉津漁港周辺	1.42～2.12 (1.37～2.06)	1.56 (1.51)	45.2～131.4 【45.2】	122.3～138.4 【122.8】
	(9)泉津漁港	1.42～2.12 (1.37～2.06)	1.57 (1.51)	45.2～131.2 【45.2】	122.7～138 【122.8】
	(10)筆島周辺	2.37～3.49 (2.29～3.41)	2.82 (2.75)	39.3～44.4 【40.7】	48.6～144.8 【84.9】
	(11)波浮港周辺	1.99～3.74 (1.92～3.66)	2.57 (2.50)	27.1～43.0 【39.5】	41.8～145.7 【56.9】
	(12)波浮港	1.99～3.35 (1.92～3.27)	2.45 (2.37)	39.7～42.6 【40.7】	41.8～145.7 【85.0】
	(13)差木地漁港周辺	2.43～4.42 (2.35～4.34)	2.93 (2.85)	26.5～42.4 【26.8】	52.1～143.4 【116.1】
	(14)差木地漁港	2.43～3.42 (2.35～3.34)	2.88 (2.80)	26.5～42.4 【26.5】	56.2～142.9 【56.5】
	(15)砂の浜周辺	2.54～5.28 (2.45～5.20)	3.57 (3.49)	25.6～28.3 【26.3】	56.5～119.8 【59.8】
	(16)野増漁港周辺	2.63～3.78 (2.55～3.70)	3.08 (3.01)	26.1～28.4 【27.3】	48.7～128.4 【127.5】
	(17)野増漁港	2.80～3.65 (2.73～3.57)	3.17 (3.09)	26.2～28.4 【27.2】	48.7～128.4 【127.7】
	島全体	1.42～5.28 (1.37～5.20)	2.65 (2.58)	25.6～144.8 【26.3】	39.8～161.7 【59.8】

出典:「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図 p.14」
東京都防災会議(平成25年5月)

南海トラフ巨大地震 大島の総括表(その3)

ケース	対象範囲	各地点の 最大津波高(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の最大津波 高の平均値(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の1m津波高 の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】	各地点の最大津波 高の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】
ケース⑤	(1)元町港周辺	2.00～3.77 (1.96～3.73)	2.67 (2.63)	42.8～155.5 【42.9】	136.4～164.5 【136.7】
	(2)元町港・元町漁港	2.00～3.36 (1.96～3.33)	2.56 (2.53)	49.5～155.5 【49.5】	136.7～164.5 【163.7】
	(3)和泉浜周辺	1.74～3.54 (1.70～3.50)	2.39 (2.36)	28.8～155.9 【127.4】	146.7～163.6 【162.4】
	(4)万立浜周辺	1.72～2.52 (1.68～2.48)	1.96 (1.92)	127.4～155.3 【133.3】	144.3～169.9 【169.7】
	(5)野田浜周辺	1.66～2.97 (1.62～2.93)	2.12 (2.09)	128.9～156.0 【129.8】	141.6～165.2 【141.6】
	(6)岡田港周辺	1.43～3.30 (1.40～3.27)	2.25 (2.22)	69.9～164.7 【69.9】	140.8～164.8 【140.8】
	(7)岡田港・岡田漁港	1.68～3.30 (1.65～3.27)	2.51 (2.48)	69.9～152.4 【69.9】	140.8～158.8 【140.8】
	(8)泉津漁港周辺	1.23～1.96 (1.20～1.93)	1.39 (1.36)	147.7～162.5 【147.7】	147.4～165.0 【162.5】
	(9)泉津漁港	1.26～1.96 (1.23～1.93)	1.44 (1.41)	147.7～162.5 【147.7】	147.4～164.5 【162.5】
	(10)筆島周辺	2.15～3.61 (2.11～3.57)	2.69 (2.65)	70.8～124.5 【74.5】	115.4～171.6 【158.5】
	(11)波浮港周辺	1.66～3.61 (1.62～3.58)	2.12 (2.08)	59.0～165.6 【110.9】	72.3～166.0 【158.4】
	(12)波浮港	1.66～3.68 (1.62～3.64)	2.15 (2.11)	72.1～165.6 【74.6】	72.3～166.0 【158.4】
	(13)差木地漁港周辺	1.71～4.28 (1.67～4.24)	2.44 (2.40)	29.0～149.5 【29.0】	130.5～162.1 【138.6】
	(14)差木地漁港	1.71～2.65 (1.67～2.61)	2.13 (2.09)	59.2～142.2 【59.6】	142.0～162.1 【150.5】
	(15)砂の浜周辺	1.93～4.18 (1.89～4.14)	2.96 (2.92)	27.9～150.5 【48.3】	121.5～174.1 【163.9】
	(16)野増漁港周辺	1.79～3.09 (1.75～3.05)	2.31 (2.27)	29.9～155.5 【50.1】	154.5～164.2 【163.5】
	(17)野増漁港	1.79～3.09 (1.75～3.05)	2.27 (2.23)	29.9～155.5 【50.1】	154.5～164.2 【163.5】
島全体	1.22～4.28 (1.19～4.24)	2.26 (2.22)	27.9～165.6 【29.0】	72.3～174.1 【138.6】	

出典:「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図 p.15」
東京都防災会議(平成25年5月)

南海トラフ巨大地震 大島の総括表(その4)

ケース	対象範囲	各地点の 最大津波高(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の最大津波 高の平均値(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の1m津波高 の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】	各地点の最大津波 高の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】
ケース⑥	(1)元町港周辺	5.76～13.22 (5.74～13.20)	8.54 (8.52)	20.2～21.5 【21.5】	21.5～45.9 【28.2】
	(2)元町港・元町漁港	5.76～10.43 (5.74～10.41)	7.76 (7.74)	20.2～21.2 【21.1】	21.4～45.9 【28.2】
	(3)和泉浜周辺	5.75～8.94 (5.73～8.92)	7.19 (7.17)	20.2～20.8 【20.8】	21.0～21.7 【21.5】
	(4)万立浜周辺	5.03～7.01 (5.01～6.99)	6.14 (6.12)	20.2～20.7 【20.5】	21.1～26.4 【21.3】
	(5)野田浜周辺	3.96～8.16 (3.94～8.14)	6.27 (6.25)	20.7～22.4 【21.5】	21.8～43.5 【22.3】
	(6)岡田港周辺	2.59～8.23 (2.55～8.21)	4.94 (4.91)	22.9～24.2 【24.1】	23.8～49.5 【29.1】
	(7)岡田港・岡田漁港	3.37～8.23 (3.34～8.21)	5.86 (5.84)	22.9～24.2 【24.1】	23.8～39.7 【29.1】
	(8)泉津漁港周辺	2.02～3.68 (1.97～3.63)	2.53 (2.47)	23.0～25.3 【23.3】	28.5～50.1 【33.3】
	(9)泉津漁港	2.27～3.68 (2.22～3.63)	2.68 (2.63)	23.2～23.3 【23.3】	32.9～50.1 【33.3】
	(10)筆島周辺	4.20～8.35 (4.12～8.28)	6.23 (6.16)	22.9～24.2 【24.0】	23.4～61.4 【37.8】
	(11)波浮港周辺	2.81～9.23 (2.75～9.19)	5.33 (5.27)	21.0～23.7 【21.2】	21.8～36.6 【22.3】
	(12)波浮港	2.81～6.62 (2.75～6.55)	4.74 (4.68)	21.7～23.7 【22.9】	22.2～36.6 【23.4】
	(13)差木地漁港周辺	5.95～10.16 (5.91～10.12)	7.51 (7.48)	20.2～21.5 【21.4】	21.1～26.8 【22.2】
	(14)差木地漁港	5.96～8.39 (5.92～8.35)	7.02 (6.98)	20.6～21.2 【20.8】	21.5～22.0 【21.5】
	(15)砂の浜周辺	6.58～11.98 (6.56～11.96)	9.17 (9.15)	19.7～20.8 【20.7】	20.9～41.7 【21.4】
	(16)野増漁港周辺	7.87～13.94 (7.85～13.92)	10.47 (10.45)	20.3～21.5 【21.1】	21.0～28.8 【27.8】
	(17)野増漁港	7.87～13.94 (7.85～13.92)	10.05 (10.03)	20.5～21.5 【21.1】	21.4～28.8 【27.8】
島全体	2.02～14.57 (1.97～14.55)	6.38 (6.33)	19.7～25.4 【20.7】	20.9～67.0 【21.4】	

出典:「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図 p.16」
東京都防災会議(平成25年5月)

南海トラフ巨大地震 大島の総括表(その5)

ケース	対象範囲	各地点の 最大津波高(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の最大津波 高の平均値(m) (地殻変動を考慮 しない場合の値)	各地点の1m津波高 の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】	各地点の最大津波 高の到達時間(分) 【当該範囲で最大 津波高が来る地点 での時間】
ケース⑧	(1)元町港周辺	6.10～12.87 (6.04～12.81)	8.85 (8.79)	21.3～22.6 【22.5】	22.5～46.7 【23.2】
	(2)元町港・元町漁港	6.10～9.71 (6.04～9.64)	8.27 (8.20)	21.3～22.3 【22.1】	22.4～46.7 【29.2】
	(3)和泉浜周辺	6.19～9.42 (6.13～9.36)	7.70 (7.63)	21.2～21.9 【21.8】	22.1～22.7 【22.5】
	(4)万立浜周辺	5.38～7.67 (5.31～7.61)	6.68 (6.61)	21.3～21.8 【21.6】	22.1～27.4 【22.4】
	(5)野田浜周辺	4.47～8.97 (4.41～8.91)	6.95 (6.89)	21.8～23.5 【22.6】	22.9～45.2 【23.3】
	(6)岡田港周辺	2.55～8.59 (2.50～8.53)	5.14 (5.09)	23.9～25.2 【25.1】	24.8～50.3 【30.0】
	(7)岡田港・岡田漁港	3.67～8.59 (3.62～8.53)	6.12 (6.07)	23.9～25.2 【25.1】	24.9～40.6 【30.0】
	(8)泉津漁港周辺	2.19～3.72 (2.14～3.67)	2.64 (2.58)	24.1～24.7 【24.4】	32.2～51.2 【34.4】
	(9)泉津漁港	2.30～3.72 (2.25～3.67)	2.73 (2.68)	24.2～24.4 【24.4】	33.9～50.6 【34.4】
	(10)筆島周辺	4.17～8.56 (4.10～8.49)	6.29 (6.22)	23.9～25.2 【24.5】	24.4～62.1 【25.0】
	(11)波浮港周辺	2.93～9.90 (2.87～9.84)	5.70 (5.64)	22.1～24.6 【22.3】	22.8～51.7 【23.3】
	(12)波浮港	2.93～7.21 (2.87～7.14)	5.04 (4.98)	22.7～24.6 【24.0】	23.2～51.7 【24.4】
	(13)差木地漁港周辺	6.32～10.94 (6.25～10.88)	8.08 (8.01)	21.2～22.5 【22.5】	22.1～27.8 【23.3】
	(14)差木地漁港	6.37～9.03 (6.30～8.97)	7.49 (7.42)	21.6～22.2 【21.8】	22.5～23.0 【22.5】
	(15)砂の浜周辺	6.94～12.74 (6.88～12.67)	9.70 (9.64)	20.8～21.9 【21.7】	21.9～27.8 【22.5】
	(16)野増漁港周辺	7.87～13.42 (7.80～13.36)	10.94 (10.88)	21.4～22.6 【22.2】	22.1～29.8 【28.8】
	(17)野増漁港	7.87～13.42 (7.80～13.36)	10.33 (10.26)	21.6～22.6 【22.2】	22.4～29.8 【28.8】
島全体	2.19～15.76 (2.14～15.69)	6.73 (6.66)	20.8～25.9 【21.7】	21.9～62.8 【22.4】	

出典:「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図 p.17」
東京都防災会議(平成25年5月)

元禄型関東地震 大島の総括表

対象地震	対象範囲	各地点の最大津波高(m) (地殻変動を考慮しない場合の値)	各地点の最大津波高の平均値(m) (地殻変動を考慮しない場合の値)	各地点の1m津波高の到達時間(分) 【当該範囲で最大津波高が来る地点での時間】	各地点の最大津波高の到達時間(分) 【当該範囲で最大津波高が来る地点での時間】
元禄型 関東地震	(1)元町港周辺	2.16～3.71 (2.13～3.68)	2.94 (2.91)	5.7～15.4 【7.0】	10.2～90.9 【17.7】
	(2)元町港・元町漁港	2.16～3.50 (2.13～3.47)	2.86 (2.83)	5.7～15.4 【6.3】	9.8～90.9 【18.6】
	(3)和泉浜周辺	1.92～3.46 (1.89～3.43)	2.65 (2.62)	4.8～9.8 【5.0】	8.2～17.6 【9.0】
	(4)万立浜周辺	1.84～3.04 (1.82～3.02)	2.33 (2.31)	3.7～4.7 【4.0】	4.1～65.1 【15.9】
	(5)野田浜周辺	2.19～4.84 (2.17～4.83)	3.08 (3.07)	2.7～3.7 【3.1】	3.1～15.6 【7.3】
	(6)岡田港周辺	2.23～5.31 (2.23～5.30)	3.66 (3.65)	2.1～3.8 【3.8】	5.6～13.7 【8.6】
	(7)岡田港・岡田漁港	2.23～5.31 (2.23～5.30)	4.01 (4.00)	2.4～3.8 【3.8】	3.6～13.7 【8.6】
	(8)泉津漁港周辺	2.19～4.21 (2.18～4.21)	2.64 (2.63)	2.0～2.2 【2.0】	8.8～10.0 【9.1】
	(9)泉津漁港	2.39～3.32 (2.39～3.31)	2.70 (2.69)	2.0～2.2 【2.0】	9.2～10.0 【9.5】
	(10)筆島周辺	3.53～6.09 (3.48～6.04)	4.61 (4.56)	4.6～5.2 【5.1】	9.4～12.2 【10.6】
	(11)波浮港周辺	2.94～5.69 (2.89～5.64)	3.86 (3.81)	5.2～10.7 【5.2】	9.9～12.9 【10.3】
	(12)波浮港	3.15～5.79 (3.10～5.75)	3.97 (3.92)	5.2～10.7 【5.2】	9.9～12.9 【10.0】
	(13)差木地漁港周辺	2.53～4.81 (2.48～4.76)	3.35 (3.30)	7.0～11.1 【9.2】	10.8～12.1 【11.6】
	(14)差木地漁港	2.74～3.70 (2.69～3.65)	3.17 (3.12)	9.1～11.1 【9.8】	11.1～12.0 【11.9】
	(15)砂の浜周辺	2.12～4.49 (2.08～4.45)	3.16 (3.12)	9.2～13.1 【9.4】	12.5～72.6 【14.2】
	(16)野増漁港周辺	2.07～2.92 (2.03～2.88)	2.45 (2.41)	6.7～15.2 【7.4】	12.6～91.4 【13.3】
	(17)野増漁港	2.10～2.92 (2.06～2.88)	2.50 (2.46)	6.8～12.9 【7.4】	12.6～58.2 【13.3】
島全体	1.84～8.69 (1.82～8.64)	3.28 (3.25)	2.0～15.4 【5.0】	3.1～91.4 【11.1】	

出典:「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書 津波高・津波浸水域等詳細図 p.18」
東京都防災会議(平成25年5月)

大島町津波避難計画

平成 30 年 2 月 28 日 策定

編集発行 大島町防災対策室

大島町元町 1 丁目 1 番 1 4 号

電話 0 4 9 9 2 - 2 - 0 0 3 5

FAX 0 4 9 9 2 - 2 - 1 3 7 1